

令和 3 年度 政務活動費

自民党議員会

令和4年4月28日

収支報告書

千歳市議会議員 様

会派名 自民党議員会

代表者 古川 昌俊



千歳市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、次のとおり令和3年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収入

項 目	金 額	備 考
政 務 活 動 費	2, 2 0 0, 0 0 0 円	
預 貯 金 利 子	1 4 円	
計	2, 2 0 0, 0 1 4 円	

2 支出

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	0 円	
研 修 費	1 3 6, 2 8 7 円	
広 報 費	0 円	
広 聴 費	0 円	
要請・陳情活動費	5 2, 2 3 2 円	
会 議 費	0 円	
資 料 作 成 費	0 円	
資 料 購 入 費	3 0, 0 0 0 円	
計	2 1 8, 5 1 9 円	

※備考欄には主たる支出の内訳を記載すること。

3 残額 1, 9 8 1, 4 9 5 円

令和 3 年度 政務活動費出納整理簿

会派名 自民党議員会

経理責任者名 飯田 盛好

(1 枚中 1 枚目)

伝票番号	日付	支出区分	内容	収入金額	支出金額	差引金額
1	7/20	収入	令和 3 年度政務活動費	2, 200, 000		2, 200, 000
2	8/10	収入	利息	4		2, 200, 004
3	10/23	資料購入費	「財政危機に直面する公共施設」「公共施設活用で稼ぐ施設を創出」動画データ (松倉議員)		30, 000	2, 170, 004
4	11/19	研修費 (交通費)	重要土地利用勉強会 (北原議員)		50, 180	2, 119, 824
5	11/24	研修費 (交通費)	重要土地利用勉強会 (岩満議員)		50, 180	2, 069, 644
6	12/1	要請・陳情 活動	千歳市における自衛隊の体制強化を求める要望 (古川議員)		52, 232	2, 017, 412
7	12/20	研修費 (交通費)	重要土地利用勉強会 (五十嵐議員)		35, 927	1, 981, 485
8	2/14	収入	利息	10		1, 981, 495
合 計 (小 計)				2, 200, 014	218, 519	1, 981, 495

令和 3 年度 政務活動費収入伝票

会派名 自民党議員会

(2 枚中 1 枚目)

[illegible]

収入金額内訳書貼付用紙

(2 枚中 2 枚目)

伝票番号	1	収入金額	2,200,000 円
【領収書等添付欄】収入金額内訳書等を重ねて添付しないこと。			

普 通 預 金

2

取扱い	取扱店	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
31- 4-23	トセシキ カイソウムカ		*2,200,000	*2,200,000
1- 5-21		*150,000	カード	*2,050,000
1- 7-26		*240,000	カード	*1,810,000
1- 7-29		*30,000	カード	*1,780,000
1- 8-13	お利息		*7	*1,780,007
1- 9- 4		*40,000	カード	*1,740,007
1-12- 4			*100,000	*1,840,007
1-12- 4		*500,000		*1,340,007
1-12-25		*50,000	カード	*1,290,007
2- 1-17		*200,000	カード	*1,090,007
2- 2-10	お利息		*7	*1,090,014
2- 3- 4			*50,000	*1,140,014

2- 3- 4		*1,140,014		*0
2- 4-30	トセシキ カイソウムカ		*2,400,000	*2,400,000
2- 8-11	お利息		*7	*2,400,007
2- 8-19		*20,000	カード	*2,380,007
2-10-29		*60,000	カード	*2,320,007
2-11-26		*60,000	カード	*2,260,007
3- 2-15	お利息		*11	*2,260,018
3- 4- 1		*2,260,018		*0
3- 7-20	トセシキ カイソウムカ		*2,200,000	*2,200,000
3- 8-10	お利息		*4	*2,200,004
3-11- 2		*50,000	カード	*2,150,004
3-11- 8		*101,000	カード	*2,049,004



・小切手等の証券類によるご入金
摘要欄にお引き出しのできる予定日を表示いたします。
お支払可能時刻は小切手等の種類によって異なりますので
詳細は窓口にお問い合わせ下さい。

・取引店以外でお取引いただいたときには、
取扱店欄に、取扱店番号を3桁の数字で
表示いたします。

(2枚中 1枚目)

[illegible]

収入金額内訳書貼付用紙

(2 枚中 2 枚目)

伝票番号	2	収入金額	4 円
【領収書等添付欄】 収入金額内訳書等を重ねて添付しないこと。			

普 通 預 金

2

	取扱店	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
31- 4-23	チトセギカイソウムカ		*2,200,000	*2,200,000
1- 5-21		*150,000	カード	*2,050,000
1- 7-26		*240,000	カード	*1,810,000
1- 7-29		*30,000	カード	*1,780,000
1- 8-13	お利息		*7	*1,780,007
1- 9- 4		*40,000	カード	*1,740,007
1-12- 4			*100,000	*1,840,007
1-12- 4		*500,000		*1,340,007
1-12-25		*50,000	カード	*1,290,007
2- 1-17		*200,000	カード	*1,090,007
2- 2-10	お利息		*7	*1,090,014
2- 3- 4			*50,000	*1,140,014
2- 3- 4		*1,140,014		*0
2- 4-30	チトセギカイソウムカ		*2,400,000	*2,400,000
2- 8-11	お利息		*7	*2,400,007
2- 8-19		*20,000	カード	*2,380,007
2-10-29		*60,000	カード	*2,320,007
2-11-26		*60,000	カード	*2,260,007
3- 2-15	お利息		*11	*2,260,018
3- 4- 1		*2,260,018		*0
3- 7-20	チトセギカイソウムカ		*2,200,000	*2,200,000
3- 8-10	お利息		*4	*2,200,004
3-11- 2		*50,000	カード	*2,150,004
3-11- 8		*101,000	カード	*2,049,004



・小切手等の証券類によるご入金
摘要欄にお引き出しのできる予定日を表示いたします。
お支払可能時刻は小切手等の種類によって異なりますので
詳細は窓口にお問い合わせ下さい。

・取引店以外でお取引いただいたときには、
取扱店欄に、取扱店番号を3桁の数字で
表示いたします。

(2枚中 1枚目)

[illegible]

領収書等貼付用紙

(2 枚中 2 枚目)

伝票番号	3	支出金額	30,000 円
		(貼付領収書金額合計)	30,000 円

【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。

領 収 証

2021 年 10 月 23 日

千歳市議会議員 白民党議員会 松倉美加 様



但 財政危機に直面する公共施設
公共施設活用で、稼ぐ施設を創り出す。
資料・動画データ代として

上 記 正 に 領 収 い た し ま し た

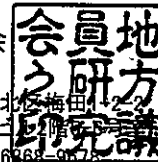
地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田4-2-2

大阪駅前第2ビル2階505号室

TEL 050-6968-0675



【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

(3 枚中 1 枚目)

代表者	経理 責任者	取扱者	伝票番号	支出区分	
			4	☐ 調査研究費 ☒ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 会議費	
議員名		用務名（用務先）		月日	
北原 偉男 議員		重要土地利用等調査勉強会 (東京都千代田区)(11/18)		令和3年11月17日 ～ 令和3年11月18日	
		支出金額		受領年月日	
50,180 円		3 年 11 月 19 日			

[illegible]

領収書等貼付用紙（交通費）

（ 3 枚中 2 枚目）

伝票番号	4	支出金額	43,520 円	出発地	往路 新千歳空港 復路 羽田空港
		（貼付領収書金額合計）	43,520 円	到着地	往路 羽田空港 復路 新千歳空港

【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。

自民党議員会

領 収 書

No 034808

北原 偉 男

様

2021 年 11 月 08 日

金額

¥43,520-

印

紙

但し 11/17 エアポート 28 夜 札幌 - 羽田
11/18 エアポート 28 夜 羽田 - 札幌 航空券代金
上記正に領収いたしました

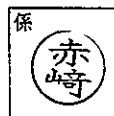
内 訳	現金	¥43,520-
	カード	

株式会社 ノース・スター・トラベル

□ 本社営業所 / 〒066-0062 千歳市千代田町5丁目5番地1

TEL (0123) 24-2121

FAX (0123) 24-5514



なお、領収書が複写でないもの、訂正されたもの、数字の直前にマークのないもの、相当印のないものは領収書として有効とできません。

1.8.2×50×30 ©

【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

領収書等貼付用紙（宿泊費）

（ 3 枚中 3 枚目）

伝票番号	4	支出金額	6,660 円	宿泊地	相鉄フレッサイン 東京赤坂
		(貼付領収書金額合計)	6,660 円		

【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。

自民党議員会 北原 偉 男		領 収 書 様		№ 034807 2021 年 11 月 08 日	
金額 ¥ 6,660		但し 1/17 相鉄フレッサイン赤坂泊		印 紙	
現金 ¥ 6,660		カード		訳	
株式会社 ノース・スター		上記正に領収いたしました		係 赤崎	
〒066-0062 千歳市千代田町5丁目5番地1		TEL (0123) 123-2121		FAX (0123) 123-2124	
なお、領収書が偽造でないもの、訂正されたもの、数字の画面上にマークのないもの、該当印のないものは無効とさせていただきます。					

1.8.2×50×30 ©

【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

令和3年11月1日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加計画書

千歳市議会議員 様

会派名 自民党議員会
代表者 古川 昌俊

次のとおり研修会に参加するので届け出ます。

議 員 名	北原 偉男
期 間	令和3年11月17日から 令和3年11月18日まで 14時40分 から 18時40分 まで
用 務 先 (視察先又は研 修会場又は陳 情・要請先)	1 内閣府 東京都千代田区永田町1-6-1
内 容 (視察調査内容、 研修内容、陳情・ 要請内容等)	1 重要土地利用成立の経緯 2 重要土地法が千歳市に与える影響
備 考	別添 行程表

※視察調査等の内容がわかる資料及び必要に応じ行程表などを添付すること。
※概算額の分かる資料を添付すること。

経理責任者確認印



令和3年11月8日
自民党議員会 北原偉男

研修会行程表

日	時 間	具体的行動	交通手段	概算見積
11/17 (水)	14:40～15:10	自宅出発→千歳駅	徒 歩	—
	15:20～15:30	千歳駅→新千歳空港	JR 千歳線	自己負担
	16:00～17:20	新千歳空港→羽田空港	AIRD028 便	21,760 円
	17:40～18:40	羽田空港→赤坂駅	京浜急行・都営地下鉄 (羽田空港→新橋) 東京メトロ (新橋→赤坂)	自己負担
	18:50～19:00	赤坂駅→ホテル	徒 歩	宿泊費 6,660 円
11/18 (木)	08:30～09:00	ホテル出発→中央合同庁舎 8 号館	徒 歩	—
	09:30～12:00	内閣府担当官より「重要土地 法」に関するレクチャー	—	—
	12:00～13:00	国会議事堂見学	徒 歩	—
	13:10～13:20	国会議事堂→赤坂見附駅	徒 歩	—
	14:30～15:30	赤坂見附駅→羽田空港	東京メトロ (赤坂見附駅→新橋) 京浜急行・都営地下鉄 (新橋→羽田空港)	自己負担
	15:50～17:20	羽田空港→新千歳空港	AIRD029 便	21,760 円
	17:30～17:50	新千歳空港→千歳駅	JR 千歳線	自己負担
	18:00～18:40	千歳駅→自宅	徒歩	—
	18:35～18:45	千歳駅→自宅	バ ス	

様式第 5 号

千歳市議会議長 様

令和 3 年 11 月 22 日

会派名 自民党議員会
代表者 会長 古川昌俊



研修参加報告書

次のとおり研修会に参加したので報告します。

記

議 員 名	北原 偉男
期 間	令和 3 年 11 月 17 日 (水) 14 時 40 分から 令和 3 年 11 月 18 日 (木) 18 時 45 分まで
用 務 先 (視察先又は研 修会場又は陳 情・要請先)	1 衆議院第 1 議員会館 住所：東京都千代田区永田町 2-2-1

研修会の概要

1 重要土地等調査法の概要

11月18日(木)09時00分～12時の間、自民党議員会有志3名が衆議院議員和田義明氏が開催する「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(以下「重要土地等調査法」という。)」の説明会に参加し、設立までの経緯及び本法律の概要について研修し、千歳市で生起している状況はもとより北海道をはじめとする日本全体の状況を確認するとともに、今後千歳市としての対応検討の資を得ることができた。

※別紙「重要土地等調査法」研修会の内容」

※当日配布資料など視察調査等の内容がわかる資料を添付すること。

経理責任者確認印



「重要土地等利用調査法」研修会の内容

1 国土利用の実態把握等に関する法制度の在り方について

(背景・経緯)

- (1) 外国資本による土地取得への不安・懸念の広がり（千歳市においては、千歳基地周辺の土地利用等）
- (2) 「国家安全保障戦略」（2013年12月17日閣議決定）に基づき、防衛省・内閣府が防衛施設周辺、国境離島を調査したが、制度の裏付けがなく、利用実態等が必ずしも十分に把握できなかったとの指摘があった。

以上のことから

○「骨太の方針2020」（2020年7月17日閣議決定）

安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し所要の措置を講ずる。

○2020年11月から、有識者会議を開催し、必要な政策対応について検討。



和田議員による説明



担当参事官等からの説明及び意見交換

2 重要土地等利用調査法の概要

(1) 目的／基本方針の閣議決定等

ア 目的

重要施設（防衛関係施設等）及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止

イ 基本方針

- ① 重要施設及び国境離島の機能を阻害する土地等の利用防止に関する基本的方向
- ② 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項
- ③ 土地等の利用状況等についての調査及び利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項

- (2) 前項の対象区域及び調査・規制の仕組みなどについて、衆議院議員和田義明氏及び内閣官房・内閣府重要土地等調査法施行準備室の安岡参事官並びに藤代参事官補佐からレクチャーを受け、今後の千歳市の本法律に関連する事項について調査研究し、安心・安全な千歳市の発展に寄与したいと思料。

※ 資料は、岩満議員提出のものと共通資料

(3 枚中 1 枚目)

代表者	經理 責任者	取扱者	伝票番号	支出区分
			5	☐ 調査研究費 ☒ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 会議費
議員名		用務名（用務先）		月日
岩満 順郎 議員		重要土地利用等調査勉強会 （東京都千代田区）(11/18)		令和3年11月17日 ～ 令和3年11月18日
		支出金額		受領年月日
		50,180 円		3 年 11 月 24 日
				

(交通費明細書)

[illegible]

領収書等貼付用紙（交通費）

（ 3 枚中 2 枚目）

伝票番号	5	支出金額	43,520 円	出発地	往路 新千歳空港 復路 羽田空港
		（貼付領収書金額合計）	43,520 円	到着地	往路 羽田空港 復路 新千歳空港

【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。

自民党議員会

領 収 書

№ 034805

岩満 順郎

様

2021 年 11 月 08 日

金額

¥ 43,520 -

但し 11/17 エアポート 28 夜 札幌 - 羽田
11/18 エアポート 29 夜 羽田 - 札幌 航空券代
上記正に領収いたしました

印

紙

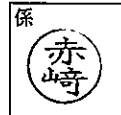
内 訳	現金	¥ 43,520
	カード	

株式会社 ノース・スター

本社営業所 / 〒066-0062 千歳市千代田 5丁目6番地1

TEL (0123) 242718

FAX (0123) 242714



なお、領収書が複写でないもの、訂正されたもの、数字の欄頭に半マークのないもの、担当印のないものは無効とさせていただきます。

1. 8. 2×50×30 ©

【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

領収書等貼付用紙（宿泊費）

（ 3 枚中 3 枚目）

伝票番号	5	支出金額	6,660 円	宿泊地	相鉄フレッサイン 東京赤坂
		（貼付領収書金額合計）	6,660 円		

【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。

自民党議員会

領 収 書

№ 034806

岩満順一郎

様

2021年11月08日

金額

¥ 6,660-

但し 11/7 相鉄フレッサイン東京赤坂泊

印

紙

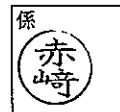
上記正に領収いたしました

内 訳	現金	¥ 6,660-
	カード	

株式会社 ノース・スター

〒066-0062 千歳市千代田5丁目5番地1

TEL (0123) 242121
FAX (0123) 242124



なお、領収書が偽造でないもの、訂正されたもの、数字の裏面にマークのないもの、相当印のないものは無効とさせていただきます。

1.8. 2×50×30 ©

【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

令和3年11月1日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加計画書

千歳市議会議長 様

会派名 自民党議員会
代表者 古川 昌俊

次のとおり研修会に参加するので届け出ます。

議 員 名	岩満 順郎
期 間	令和3年11月17日から 令和3年11月18日まで 15時00分 から 18時10分 まで
用 務 先 (視察先又は研 修会場又は陳 情・要請先)	1 内閣府 東京都千代田区永田町1-6-1
内 容 (視察調査内容、 研修内容、陳情・ 要請内容等)	1 重要土地利用成立の経緯 2 重要土地法が千歳市に与える影響
備 考	別添 行程表

※視察調査等の内容がわかる資料及び必要に応じ行程表などを添付すること。
※概算額の分かる資料を添付すること。

経理責任者確認印



令和3年11月8日
自民党議員会 岩満順郎

研修会行程表

日	時間	具体的行動	交通手段	料金
11/17 (水)	1500～1510	自宅出発→千歳駅	徒歩	—
	1520～1530	千歳駅→新千歳空港	JR 千歳線	自己負担
	1600～1720	新千歳空港→羽田空港	ADO28 便	2 1760 円
	1740～1840	羽田空港→赤坂駅	京浜急行・都営地下鉄（羽田空港→新橋）東京メトロ（新橋→赤坂）	自己負担
	1850～1900	赤坂駅→ホテル	徒歩	宿泊費 6660 円
11/18 (木)	0830～0900	ホテル出発→中央合同庁舎 8 号館	徒歩	—
	0930～1200	内閣府担当官より「重要土地法」に関するレクチャー	—	—
	1200～1300	国会議事堂見学	徒歩	—
	1310～1320	国会議事堂→赤坂見附駅	徒歩	—
	1430～1530	赤坂見附駅→羽田空港	東京メトロ（赤坂見附→新橋）京浜急行・都営地下鉄（新橋→羽田空港）	自己負担
	1550～1720	羽田空港→新千歳空港	ADO29 便	2 1760 円
	1730～1750	新千歳空港→千歳駅	JR 千歳線	自己負担
	1800～1810	千歳駅→自宅	徒歩	—

様式第5号

令和3年11月22日

千歳市議会議長 様

会派名 自民党議員会

代表者 会長 古川昌俊



研修会参加報告書

次のとおり研修会に参加したので報告します。

記

議員名	岩満順郎
期間	令和3年11月17日(木)15時00分から令和3年11月18日(木)18時10分まで
用務先 (視察先又は研修会場又は陳情・要請先)	1 衆議院第1議員会館 住所：東京都千代田区2-2-1

要請及び陳情活動の概要

1 重要土地利用等調査法の概要

11月18日(木)9時00分～12時、参加者3名(自民党議員会有志)で衆議院議員和田義明氏が開催する「重要土地等調査法の概要(重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規則等に関する法律)」の設立までの経緯やその内容の概要について勉強会に参加して千歳市で生起している状況はもとより北海道を始めとする日本全体の状況を確認するとともに今後千歳市としての対応検討の資とすることができた。

細部は別紙「要請・陳情活動内容」

経理担当者



研修会の内容

1 国土利用の実態把握等に関する法制度の在り方について

(1) 背景・経緯

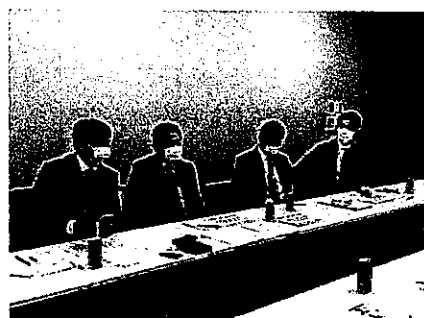
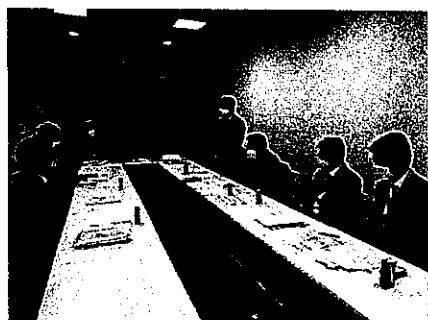
○外国資本による土地取得への不安・懸念の広がり（千歳市：航空自衛隊千歳基地の周辺土地）

○「国家安全保障戦略」に基づき、防衛省・内閣府が防衛施設周辺、国境離島を調査したが、制度の裏付けがなく実態等が必ずしも十分に把握できなかったとの指摘があった。

●「骨太の方針2020」

安全保障の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め土地利用・管理等の在り方について検討して所要の措置（立法すること）を講じた。

●2020年11月から有識者会議を開催し必要な政策対応について検討を始めた。



（参加者で記念の一枚）

2 重要土地等調査法の概要

（重要施設周辺及び国境離島等における土地利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律）

○目的／基本方針の閣議決定等

●目的：重要施設（防衛関係施設等）及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止

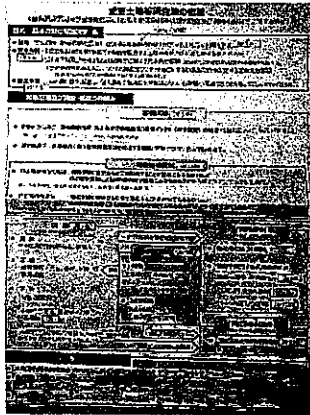
●基本方針：①重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用防止に関する基本的方向

②注視区域及び特別中止区域の指定に関する基本的な事項

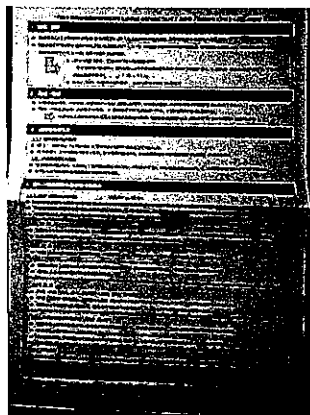
③土地等の利用状況等についての調査及び利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項

上記の対象区域及び調査・規則の仕組みなどについて 衆議院議員和田義明氏及び内閣官房・内閣府重要土地等調査法設置準備室 参事官（安岡氏）同室 参事官補佐（藤代氏）からレクチャーを受け、今後の千歳市の本法律に関連する事象について調査研究し行政に意見を述べたいと思料した。

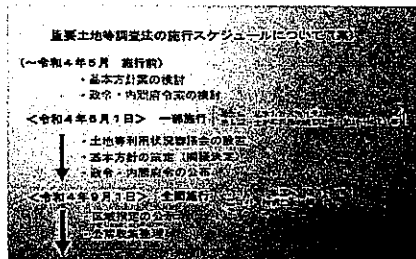
別添1「国土利用の実態把握等に関する法制度の在り方についての概要資料」



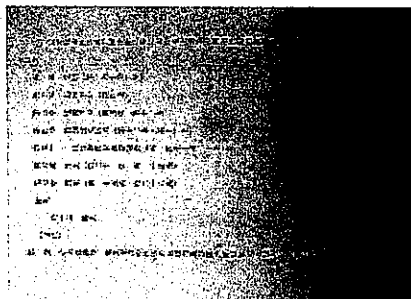
別添2「重要土地等調査法の概要資料」



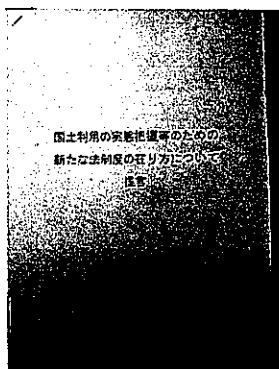
別添3「重要土地等調査法の施行スケジュールについて（案）資料」



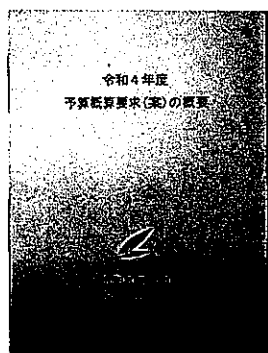
別添4「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規則等に関する法律資料」



別添5「国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方について提言資料」



別添6「令和4年度予算概算要求（案）の概要資料」



重要土地等調査法の概要

(重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律)

目的／基本方針の閣議決定 等

- **目的**：重要施設（防衛関係施設等）及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止（第1条）
- **基本方針**：①重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向（第4条）
②注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項（経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）
③土地等の利用の状況等についての調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項（勧告及び命令に係る行為の具体的内容に関する事項を含む。）等
- **留意事項**：この法律に基づく措置は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、必要最小限度のものとなるようにしなければならない。（第3条）

対象区域及び調査・規制の枠組み

注視区域（第5条）

- **重要施設の周辺**：防衛関係施設、海上保安庁の施設及び重要インフラ（政令指定）の周辺※の区域について、告示で個別指定。
※ 施設の敷地の周囲おおむね1,000mの範囲内で指定。
- **国境離島等**：国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域について、告示で個別指定。

特別注視区域（第12条）

- **特定重要施設の周辺**：機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の重要施設による機能の代替が困難であるものの周辺の区域について、告示で個別指定。
例）司令部機能、警戒監視機能を有する自衛隊の駐屯地・基地 等
- **特定国境離島等**：機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等による機能の代替が困難であるものの区域について、告示で個別指定。
例）領海基線となる低潮線を有する無人国境離島 等

調査（第6条）

（注視・特別注視区域共通）

- **対象**
土地及び建物の所有者、賃借人 等
- **事項**
 - ・所有者等：氏名、住所、国籍 等
 - ・利用状況
- **手法**
 - ・現地・現況調査
 - ・不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿収集（第7条）

調査

調査結果を踏まえた規制

事前届出（第13条）

（特別注視区域のみ）

- **対象**
土地等の所有権移転等（売り手・買い手／刑事罰あり）
※ 一定面積以上の取引に限定。
- **届出事項**
 - ・氏名、住所、国籍 等
 - ・利用目的、所在、面積 等

国による買取り

国による買取り

利用規制

（注視・特別注視区域共通）

- 他法令に基づく措置（第21条）
- 機能を阻害する利用の中止の勧告⇒命令（刑事罰あり）（第9条）
 - ・国による損失の補償（第10条）
 - ・国への買入れの申出（第11条）

国による買取り

（注視・特別注視区域共通）

- 国による土地等の買取り（第23条）
※ 国の努力義務

その他

- 「土地等利用状況審議会」の設置：重要インフラに係る政令の制定・改廃、区域指定、勧告の実施等に当たり、意見聴取。
- **施行期日** 基本方針、審議会等：公布から1年を超えない範囲内（第14～20条）
（附則第1条）区域の指定、調査、利用規制、事前届出等：公布から1年3か月を超えない範囲内
- **見直し**：法律の施行後5年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずる。（附則第2条）

1. 背景・経緯

- 外国資本による土地取得への不安・懸念の広がり、(例：海上自衛隊対馬防備隊、航空自衛隊千歳基地の周辺土地)。
- 「国家安全保障戦略」(2013年12月17日閣議決定)に基づき、防衛省・内閣府が防衛施設周辺、国境離島を調査したが、制度の裏付けがなく、利用実態等が必ずしも十分に把握できなかったとの指摘。



- 「骨太の方針2020」(2020年7月17日閣議決定)
安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し所要の措置を講ずる。
- 本年11月から、有識者会議を開催し、必要な政策対応について検討。

2. 現状・課題

- 不動産登記簿等、一般的な公の情報ベースとした調査には限界。所有者の国籍、利用実態等の情報が十分に収集できない。
- 情報(不動産登記簿、住民基本台帳等)が、関係省庁や地方自治体に分散。一元的管理がなされていない。



不適切な土地の利用等を是正する実効的な枠組を整備。新たな立法措置により、国民の安全・安心の確保につなげる必要。

3. 基本的な考え方

(1) 国民の権利との関係

- 憲法上、財産権は、「公共の福祉」に適合するよう法律で定めることとされている。
- 安全保障は、公共の福祉の重要な要素。安全保障の観点から、土地の利用等を一定程度制約することは、許容され得る。

(2) 内外無差別との関係

- 安全保障の観点から、不適切な土地利用の防止等を行うという目的の下では、所有者の国籍のみをもって、差別的な取り扱いをすべきではない。
- WTO・GATSの内国民待遇義務との整合性を確保。

4. 新しい立法措置の基本的な枠組み

(1) 要諦(新法の必要性)

- 安全保障上重要な機能・役割を持つ施設の周辺・地域の土地につき、所有者や利用実態等を把握する必要。
- 不適切な利用実態が明らかになった場合には、政府として、適切に対処しうる、実効性が担保された制度的枠組みを創設する必要。
- 制度の存在は、不適切な土地の利用等を抑止する効果。国民の不安や懸念を小さくする「安全弁」になる。

(2) 体制

- 制度全体を総括する組織の整備、政府としての基本方針に沿って、情報を一元的に把握・管理、関係省庁の地方支分部局とのネットワーク構築。
- 制度の適切な運用を確保するため、外部有識者の専門的な知見を活用する仕組みを整備。

(3) 対象

- 類型：①防衛関係施設(自衛隊拠点・米軍基地)周辺、②国境離島、③重要インフラ施設(原子力発電所など(*)) 周辺
(*) 国際情勢等を踏まえ、機動的に対応できるよう、政令等で規定する仕組みとする。
- 地理的範囲：施設からの一定の距離の範囲を原則としつつ、地理的特性等を勘案し、柔軟に設定しうる仕組みとする。
- 権利：土地及び建物の所有権及び賃借権等。

(4) 調査

- 内容：所有(氏名、住所、国籍等) + 利用(実態、目的等)
- 手法：①現地・現況調査、②公簿等の収集(個人情報取扱いに係る法的裏付けを整備)、③所有者等からの報告徴収
- 制度全体を総括する部局において、関係省庁等の協力を得て分析。(6)の利用規制の発動の要否を判断。

(5) 権利移転等の事前届出(売り手・買い手)

- 安全保障上特に重要性が高い土地等の権利移転等について、事前届出制を導入。最新の情報を把握できる仕組みを構築。
- 事前届出がなされた後は、追加的調査。(*) 必要に応じ、(6)の利用規制につなげる。
- 不適切な利用に供されるおそれがあると認められる場合に取引中止の命令等を行う「取得規制」については、慎重に検討。

(6) 利用規制

- ①他法令に基づく行為規制による是正、②不適切利用の中止の勧告・命令、国への買取り請求を措置(補償的措置)、③国による買取り

5. その他

- 新法を速やかに具体化し、成立を図る → 必要となる体制・人員、予算を確保 → できる限り早期に施行
- 施行後のフォローアップと評価・検証。国際情勢の変化等を踏まえた不断の見直し。

重要土地等調査法の施行スケジュールについて（案）

（～令和4年5月 施行前）

- ・基本方針案の検討
- ・政令・内閣府令案の検討

＜令和4年6月1日＞ 一部施行

第2章
第5章

基本方針（第4条）
土地等利用状況審議会（第14～20条）等



- ・土地等利用状況審議会の設置
- ・基本方針の策定（閣議決定）
- ・政令・内閣府令の公布

＜令和4年9月1日＞ 全面施行

第3章
第4章
第7章

注視区域（第5～11条）
特別注視区域（第12・13条）
罰則（第25～28条）等



- ・区域指定の公示
- ・公簿収集整理

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 基本方針（第四条）

第三章 注視区域（第五条—第十一条）

第四章 特別注視区域（第十二条・第十三条）

第五章 土地等利用状況審議会（第十四条—第二十条）

第六章 雑則（第二十一条—第二十四条）

第七章 罰則（第二十五条—第二十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離

島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定め、もって国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「土地等」とは、土地及び建物をいう。

2 この法律において「重要施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域（第四項第一号において「防衛関係施設」という。）

二 海上保安庁の施設

- 三 国民生活に関連を有する施設であつて、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるもので政令で定めるもの（第四項第三号及び

第十四条第二項第一号において「生活関連施設」という。）

3 この法律において「国境離島等」とは、次に掲げる離島をいう。

一 領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条第一項の海域の限界を画する基礎となる基線（同法第二条第一項に規定する基線をいい、同項の直線基線の基点を含む。）を有する離島

二 前号に掲げるもののほか、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第一項に規定する有人国境離島地域を構成する離島（第五項第二号において「有人国境離島地域離島」という。）

4 この法律において「施設機能」とは、次に掲げる機能をいう。

一 防衛関係施設の我が国を防衛するための基盤としての機能

二 海上保安庁の施設の領海、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域又は同法第二条の大陸棚（次項第二号において「領海等」という。）の保全に関する活動の基盤としての機能

三 生活関連施設の国民生活の基盤としての機能

5 この法律において「離島機能」とは、次に掲げる機能をいう。

一 第三項第一号に掲げる離島の領海及び接続水域に関する法律第一条第一項の海域又は排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第一条第二項の海域若しくは同法第二条第一号の海域の限界を画する基礎としての機能

二 有人国境離島地域離島の領海等の保全に関する活動の拠点としての機能

6 内閣総理大臣は、第二項第三号の政令の制定又は改廃の立案をするときは、あらかじめ、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。

(この法律の規定による措置の実施に当たつての留意事項)

第三条 内閣総理大臣は、この法律の規定による措置を実施するに当たつては、個人情報保護に十分配慮しつつ、注視区域内にある土地等が重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するために必要な最小限度のものとなるようにしなければならない。

第二章 基本方針

第四条 政府は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方向

二 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項（当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）

三 注視区域内にある土地等の利用の状況等についての調査に関する基本的な事項

四 注視区域内にある土地等の利用者（所有者又は所有権以外の権原に基づき使用若しくは収益をする者をいう。以下同じ。）に対する勧告及び命令に関する基本的な事項（当該勧告及び命令に係る重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の具体的内容に関する事項を含む。）

五 前各号に掲げるもののほか、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 注視区域

(注視区域の指定)

第五条 内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

4 注視区域の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による公示をしたときは、速やかに、その指定された区域その他内閣府

令で定める事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、注視区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。この場合において、注視区域の指定の解除について準用するときは、第三項中「その旨及びその区域」とあり、及び前項中「その指定された区域その他内閣府令で定める事項」とあるのは、「その旨」と読み替えるものとする。

(土地等利用状況調査)

第六条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査（次条第一項及び第八条において「土地等利用状況調査」という。）を行うものとする。

(利用者等関係情報の提供)

第七条 内閣総理大臣は、土地等利用状況調査のために必要がある場合においては、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対して、当該土地等利用状況調査に係る注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他政令で定めるものの提供を求めることができる。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を提供するものとする。

(報告の徴収等)

第八条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により、同項に規定する情報の提供を求めた結果、土地等利用状況調査のためなお必要があると認めるときは、注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に対し、当該土地等の利用に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告及び命令)

第九条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあるとき、土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

(損失の補償)

第十条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令（以下この項及び次条第一項において「勧告等」という。）を受けた者が当該勧告等に係る措置をとったことによりその者が損失を受け、又は他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該勧告等に係る行為をするについて、他の法律（法律に基づく命令及び条例を含む。）で行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの（当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するときに於ける当該勧告等に係る措置については、この限りでない。

2 前項の規定による損失の補償については、内閣総理大臣と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、内閣総理大臣又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（土地等に関する権利の買入れ）

第十一条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等について、その所有者から勧告等に係る措置によつて当該土地等の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地等に関する権利（土地の所有権又は建物の所有権（当該建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、第三項の規定による買入れが行われる場合を除き、特別の事情がない限り、これを買い入れるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の申出があつた場合において、当該権利の買入れを希望する国の行政機関があるときは、当該国の行政機関の長を当該権利の買入れの相手方として定めることができる。

3 前項の場合においては、当該権利の買入れの相手方として定められた国の行政機関の長が、当該権利を買い入れるものとする。

4 第一項又は前項の規定による買入れをする場合における権利の価額は、時価によるものとする。

第四章 特別注視区域

（特別注視区域の指定）

第十二条 内閣総理大臣は、注視区域に係る重要施設が特定重要施設（重要施設のうち、その施設機能が特に重要なもの又はその施設機能を阻害することが容易であるものであって、他の重要施設によるその施設機能の代替が困難であるものをいう。次条第一項において同じ。）である場合又は注視区域に係る国境離島等が特定国境離島等（国境離島等のうち、その離島機能が特に重要なもの又はその離島機能を阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等によるその離島機能の代替が困難であるものをいう。同項において同じ。）である場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、特別注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、特別注視区域を指定する場合には、その旨及びその指定に係る注視区域を官報で公示しなければならない。

4 特別注視区域の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による公示をしたときは、速やかに、その指定に係る注視区域その他内閣府令で定める事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

6 特別注視区域の指定は、その指定に係る注視区域の区域が変更されたときは、当該変更後の注視区域の区域に変更されたものとみなす。この場合においては、内閣総理大臣は、その旨を官報で公示しなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、特別注視区域の指定の解除について準用する。この場合において、第三項中「その旨及びその指定に係る注視区域」とあり、及び第五項中「その指定に係る注視区域その他内閣府令で定める事項」とあるのは、「その旨」と読み替えるものとする。

8 特別注視区域として指定された注視区域についてその指定が解除されたときは、当該特別注視区域は、その指定が解除されたものとみなす。この場合においては、第六項後段の規定を準用する。

（特別注視区域内における土地等に関する所有権等の移転等の届出）

第十三条 特別注視区域内にある土地等（その面積（建物にあつては、床面積。第二号において同じ。）が二百平方メートルを下回らない範囲内で政令で定める規模未満の土地等を除く。以下この項及び第三項において同じ。）に関する所有権又はその取得を目的とする権利（以下この項において「所有権等」という。）の移転又は設定をする契約（予約を含み、当該契約に係る土地等に関する所有権等の移転又は設定を

受ける者が国、地方公共団体その他政令で定める者である契約その他当該契約による土地等に関する所有権等の移転又は設定後における当該土地等が特定重要施設の施設機能又は特定国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されるおそれが少ないものとして政令で定める契約を除く。以下この条及び第二十六条第一号において「土地等売買等契約」という。）を締結する場合には、当事者は、次に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該土地等売買等契約の対象となる土地等の所在及び面積

三 当該土地等売買等契約の目的となる土地等に関する所有権等の種別及び内容

四 当該土地等売買等契約による土地等に関する所有権等の移転又は設定後における当該土地等の利用目的

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の規定は、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停その他の政令で定める事由により土地等売買等契約を締結する場合には、適用しない。

3 特別注視区域内にある土地等について、前項に規定する事由により土地等売買等契約を締結したときは、当事者は、当該土地等売買等契約を締結した日から起算して二週間以内に、第一項各号に掲げる事項を内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項又は前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る第一項各号に掲げる事項についての調査を行うものとする。

5 第七条及び第八条の規定は、前項の規定による調査について準用する。

第五章 土地等利用状況審議会

(土地等利用状況審議会の設置)

第十四条 内閣府に、土地等利用状況審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 生活関連施設に関し、第二条第六項に規定する事項を処理すること。

二 注視区域の指定に関し、第五条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

三 注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告に関し、第九条第一項に規定する事項を処理すること。

四 特別注視区域の指定に関し、第十二条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

五 前各号に掲げるもののほか、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第十五条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第十六条 委員は、法律、国際情勢、内外の社会経済情勢、土地等の利用及び管理の動向等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、前条第二項の専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命

する。

(委員の任期等)

第十七条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、その者の任命に係る第十五条第二項の専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第十八条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第十九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、

資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等)

第二十一条 内閣総理大臣は、注視区域内において重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用を防止するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該施設機能又は離島機能の阻害の防止に資する情報の提供をすることができる。

2 内閣総理大臣は、注視区域内において重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、その防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、当

該措置の実施状況について報告を求めることができる。

（関係行政機関等の協力）

第二十二條 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

（国による土地等の買取り等）

第二十三條 国は、注視区域内にある土地等であつて、重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては、当該土地等の所有権又は地上権その他の使用及び収益を目的とする権利の買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（内閣府令への委任）

第二十四條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

第七章 罰則

第二十五条 第九条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地等売買等契約を締結したとき。

二 第十三条第三項の規定に違反して、届出をしなかったとき。

三 第十三条第一項又は第三項の規定による届出について、虚偽の届出をしたとき。

第二十七条 第八条（第十三条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は第八条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条第六項、第二章、第五章及び第二十四条並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣法の一部改正)

第三条 内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「安全保障（」の下に「次号及び」を加え、「もの並びに」を「もの、」に改め、「属するもの」の下に「並びに次号に掲げるもの」を加え、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務であつて、国家安全保障に関する重要事項のうち、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第 号）に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する政策の基本方針に関するもの

（内閣府設置法の一部改正）

第四条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

三十一 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第 号）に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止のための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の六の次に次の一号を加える。

二十七の七 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関すること。

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

土地等利用状況審議会

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利
用の規制等に関する法律

国土利用の実態把握等のための
新たな法制度の在り方について
提言

2020 年 12 月 24 日

国土利用の実態把握等に関する有識者会議

目次

1. はじめに	3
(1) 背景・経緯	3
(2) 現状・課題及び政策対応の方向性	4
2. 政策対応の基本的な考え方	6
(1) 国民の権利との関係	6
(2) 内外無差別原則との関係	7
3. 新しい立法措置の基本的な枠組み	8
(1) 要 諦	8
(2) 体 制	8
① 政府の実施体制	8
② 外部有識者の専門的な知見の活用	9
(3) 対 象	10
① 対象とする土地の類型	10
② 対象とする土地の地理的範囲	10
③ 建物の取扱い	11
④ 対象とする権利	11
⑤ その他留意点	12
(4) 調査・分析	12
① 調査の内容	12
② 調査の手法	13
③ 情報の分析・活用	14
④ その他留意点	14
(5) 権利移転等の把握と管理	14
① 調査による情報更新の限界	14
② 事前届出制を通じて収集する情報	15
③ 不適切な取引の中止に係る措置の取扱い	15
(6) 利用規制	16
① 他法令に基づく行為規制による措置	16
② 不適切な利用の中止に係る措置等	16
③ 国による土地等の買取り	17
4. おわりに	18

参考 1	国土利用の実態把握等に関する有識者会議の開催について	19
参考 2	国土利用の実態把握等に関する有識者会議の開催状況	21
参考 3	政府方針	22
参考 4	これまでの政府の取組	24
参考 5	諸外国の取組	25

1. はじめに

(1) 背景・経緯

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(2020 年 7 月 17 日閣議決定)において、「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」ことを決定した。

国境離島や防衛施設周辺等における土地の所有・利用を巡っては、かねてから、安全保障上の懸念が示されてきた。経済合理性を見出し難い、外国資本による広大な土地の取得が発生する中、地域住民を始め、国民の間に不安や懸念が広がっている。例えば、長崎県対馬市では海上自衛隊対馬防備隊の周辺土地が、また、北海道千歳市では航空自衛隊千歳基地の周辺土地が、それぞれ外国資本に取得され、地域住民の不安や懸念を背景に、市議会において、様々な議論が行われている。

国民の不安や懸念は、当事者以外には、どのような者がどのような目的で土地を取得又は利用しているのか分からないという「情報の非対称性」から生じているものと考えられる。そして、我が国に投資を行う外国資本等の多様化や、安全保障機能を妨害し得る技術の発展が、国民の不安や懸念を増幅させている可能性もある。

こうした状況の中、政府は、「国家安全保障戦略」(2013 年 12 月 17 日閣議決定)において、「国家安全保障の観点¹から国境離島、防衛施設周辺等における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討する」との方針を示し、「海洋基本計画」(2018 年 5 月 15 日閣議決定)においても、国境離島について同様の方針が示された。これらを踏まえ、防衛省は、2013 年から、約 650 の防衛施設の隣接地について調査を実施し、また、内閣府総合海洋政策推進事務局

¹「国家安全保障戦略」は、守るべき国益を「我が国自身の主権・独立を維持し、領域を保全し、我が国民の生命・身体・財産の安全を確保すること」等としている。

は、2017 年から、国境離島の領海基線の近傍の土地について調査を実施した。これらの調査によって、情報収集は一定程度進展した一方で、いずれの調査も制度の裏付けがないものであったことから、詳細な利用の実態等は必ずしも十分に把握できなかったとの指摘がある。

仮に、土地の不適切な利用実態が把握できたとしても、政府にはそれに対応する有効な手段がなく、そうした制度的枠組みが存在しないことが、国民の不安や懸念に一層拍車を掛けているとの指摘もある。

諸外国では、安全保障を巡る国際情勢が緊迫化する中、土地の所有・利用を巡る問題意識が高まり、安全保障の観点から、投資管理を強化する動きが見られる。例えば、米国では、外国資本等による米国企業や事業への投資管理を行う CFIUS（対米外国投資委員会）の機能が強化され、2020 年 2 月から、直接投資に加え、不動産投資も審査の対象とされることとなった。

冒頭で言及した「経済財政運営と改革の基本方針 2020」は、こうした一連の内外の動向を踏まえて決定されたものと考えられる。政府は、この閣議決定を受け、2020 年 10 月に、小此木八郎国務大臣の下、有識者会議を設置した。

安全保障は、国民の安全・安心及び自由な経済活動の基盤である。実際に問題が発生してからへの対応では手遅れになる。この土地を巡る問題についても、できる限り速やかに、政府としての対応方針を決定し、実行に移すことが必要である。本提言は、有識者会議の委員が、こうした問題意識の下、対応方針の基本的な考え方や具体的な制度の在り方に関し、検討を重ねた結果を取りまとめたものである。

（２）現状・課題及び政策対応の方向性

安全保障上のリスクに適切に対応するためには、まずは、政府が重要な土地の

所有・利用状況を確実に把握することが必要である²。

国及び地方が有する土地の所有・利用に関する情報としては、現状、不動産登記簿、固定資産課税台帳等が存在する。しかしながら、これらの台帳等は、各々の行政目的のために整備されているものであり、安全保障の観点からの必要な情報³が網羅されているわけではない。また、情報は各担当部局に分散して管理されており、政府が一元的に集約し分析を行うといった取組もなされていない。防衛省や内閣府総合海洋政策推進事務局が実施した調査も、一般的な公開情報をベースとしており、初期段階の調査としては意義が認められる一方で、一定の限界があったとされている。

調査の結果、仮に、安全保障の観点から、土地の不適切な利用実態が明らかになったとしても、現状では、政府として、個別の法令に基づき、その利用行為自体の是正を図ることを除けば、当該土地の所有者に対し、任意での買取りの提案を行うことしかできないといった課題もある。

こうした状況に鑑みると、まずは、政府として複数の関係省庁等が所有する情報を一元的に集約・管理し、的確な分析を行う体制及び仕組みを整備した上で、それより高度な分析を行えるものとするよう、不断に強化していくことが必要である。そして、仮に、安全保障の観点から、不適切な利用実態が明らかになる、又は、そうしたリスクが顕在化する可能性が高い状況が明らかになる場合には、土地の不適切な利用を是正する、あるいは、未然防止するといった、実効的な枠組みを整備することが求められる。

このような枠組みは、新しい立法措置なくして実現し得ない。立法措置によって政府の対応を分かりやすい形で示すことは、国民の安全・安心の確保につながるものと考えられる。

² 諸外国においても、まずは必要な情報を収集した上で、土地の適切な管理を行うという考え方が主流になっているとされている。

³ 例えば、所有者の国籍、利用の実態等が考えられる。

2. 政策対応の基本的な考え方

(1) 国民の権利との関係

憲法は、第 29 条第 1 項において、「財産権は、これを侵してはならない」としている。土地を所有し、その所有権に基づき自由に利用することは、財産権として、保障されている。

我が国経済の持続的成長を実現することは、最も重要な政策課題の一つである。そのためには、多くの国民や企業が、自由な発想や創意工夫に基づいて、土地の所有・利用を含め、伸びやかに経済活動を行える環境を整備することが必要である。そうした経済活動は、国民の自己実現を通じて、日々の生活を豊かにすることにもつながる。

土地利用・管理等の在り方を考えていくに当たっては、財産権その他の国民の権利の重要性を前提とした上で、そうした権利と公共の福祉とのバランスを十分に考慮することが必要となる。憲法は、第 12 条において、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又は、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」、第 13 条において、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」、第 29 条第 2 項において、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」としている。財産権の保障が重要であることは論をまたないが、我が国の安全保障の確保は国民の生命、身体及び財産の保護等のために必要不可欠な要素として、国民の平穏な生活の実現に資するものであり、そのために財産権を一定の範囲で制約することは、公共の福祉による制約として、許容され得ると考えられる⁴。

⁴土地基本法（平成元年法律第 84 号）第 2 条では、「土地は、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源であること、国民の諸活動にとって不可欠の基盤であること、その利用及び管理が他の土地の利用及び管理と密接な関係を有するものであること、その価値が主として人口及び産業の動向、土地の利用及び管理の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること等公共の利害に関係する特性を有していることに鑑み、土地については、公共の福祉を優先させるものとす

土地の所有・利用の実態を把握し、必要に応じて適切に管理することは、国民の安全・安心の確保を通じて、公共の福祉にも資するとも考えられる。

国民の豊かな暮らしや経済の持続的成長は、安全保障の確保なくしては成り立たない。土地の所有・利用に関しても、我が国経済の持続的成長と安全保障の確保という二つの目的の同時達成を目指していくことが必要である。

(2) 内外無差別原則との関係

土地を巡る安全保障上の不安や懸念としては、外国資本等による土地の取得・利用を問題視する指摘が少なくない。しかしながら、経済活動のグローバル化が進展する中、外国資本等による対内投資は、イノベーションを生み出す技術やノウハウをもたらすとともに、地域の雇用機会創出にも寄与するものであり、基本的には、我が国経済の持続的成長に資するものとして歓迎すべきである。

今般の政策対応の目的は、安全保障の観点からの土地の不適切な利用の是正又は未然防止であり、土地の所有者の国籍のみをもって差別的な取扱いをすることは適切でない⁵。また、専ら外国資本等のみを対象とする制度を設ければ、内国民待遇を規定した、サービス取引に関する国際ルールである GATS (General Agreement on Trade in Services) のルールにも抵触する。以上を踏まえ、新しい立法措置を講ずる場合には、内外無差別の原則を前提とすべきである。

る」とされている。なお、同法は、2020 年 3 月に土地の適正管理の必要性が明記される等の改正が行われ、同月 31 日に施行された。

⁵ 我が国の法律に基づいて設立された会社であっても、実質的な所有者や支配者が日本人ではないケースもある。

3. 新しい立法措置の基本的な枠組み

(1) 要 諦

安全保障の観点から、国民の不安や懸念をできる限り払拭するためには、前述の国民の権利や内外無差別との関係に留意しつつ、安全保障上重要な機能・役割を担う施設や地域について、それらの機能を万全に発揮できる状態を維持しておくことが重要である。

そのためには、そうした施設の周辺や地域の土地について、どのような者が所有し、どのような形で利用されているのかという実態を政府ができる限り詳細に把握した上で、仮に、安全保障の観点から不適切な利用実態が明らかになれば、政府として適切に対処し得るという、実効性が担保された制度的枠組みを創設することが必要である。

その際には、過度な私権制限や個人情報の不適切な収集が行われることのないよう、目的に即した抑制的な制度設計とするとともに、実施に当たっては中立的かつ専門的な立場による第三者が関与し、適切な運用を確保する仕組みとすることが求められる。

諸外国の例に鑑みれば、政府が不適切な利用に対応する措置の発動に踏み切るケースは極めて限られると想定される一方で、そうした制度の存在自体が土地の不適切な利用等を抑止する効果を持ち、国民の不安や懸念を小さくする「安全弁」になると考えられる。

(2) 体 制

① 政府の実施体制

安全保障上重要な機能・役割を担う施設や地域の所管は、複数の省庁にまたがる。また、土地の所有・利用に関する現行の情報の所管も、同様に複数の所管に

またがっており、それらの一部は、地方公共団体が管理している。

国の存立に関わる安全保障の確保というミッションにおいて、情報の分散に伴う「縦割り」の弊害は、決してあってはならない。また、地方公共団体がそうしたミッションを分掌することには、限界がある。このため、新しい制度的枠組みの実施に当たっては、国において、制度全体を総括する組織を設けた上で、その運用に係る統一的かつ明確な「基本方針」を定めることが求められる。そして、土地の所有・利用に関する情報を一元的に把握・管理する組織・体制を整備するとともに、地方公共団体とも連携しつつ、全国各地に所在する土地を対象とする実務に関し、関係省庁が有する地方支分部局と連携するネットワークを構築することが必要である。

② 外部有識者の専門的な知見の活用

制度全体の適切な運用を確保していくためには、上記のとおり、政府としての「基本方針」を策定し、関係者に周知・徹底を図ることが必要である。

この「基本方針」の策定に加え、対象となる具体的な区域の設定、利用に係る規制措置の発動の要否の判断等に当たっては、過度な私権制限とならないよう、細心の注意を払うことが必要である。また、制度の運用時に、土地等の取引の現場で不測の混乱が生じないように、利用の規制の基準、要件等は、できる限り明確に定めておくことも求められる。

一方、めまぐるしい国際情勢の変化の中にあつて、安全保障上のリスクとなる土地等の利用の態様には、様々なケースが想定されることに鑑みると、網羅的かつ予見可能な形で、それらの内容をあらかじめ細部まで明らかにしておくことには、一定の限界があることも否めない。

そうした制約を踏まえつつも、制度運用の適正さを確保する方策の一つとして、外部有識者が、「基本方針」の策定を始めとする上記の各局面において、専門的又は技術的な助言を行うなど、公平・中立な立場から適切に関与する仕組みを設けることも、併せて検討すべきである。

(3) 対 象

① 対象とする土地の類型

有事の際に国民及び領域を守る役割を果たす防衛関係施設（自衛隊拠点、米軍基地）に加え、周囲を海に囲まれた我が国の地理的な性質上、主要な機能を担う国境離島の安全を確保し、その機能維持を図ることは、最も重要な課題である。このため、防衛関係施設の周辺や国境離島の土地は、まず最優先で制度的枠組みの対象とすべきである。

また、その機能が阻害された場合に国民生活に著しい影響が及ぶ重要インフラ施設の周辺の土地についても、対象に含めることを検討することが適当である。

重要インフラ施設としては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」に規定される「生活関連等施設」が参考となる。有識者会議において、安全保障上の懸念が示された対象としては、電力の安定的供給と核物質の適切な防護を担う原子力発電所、データ通信のインフラとなる国際海底ケーブルの陸揚局、軍民両用機能を有し得る空港等が挙げられるが、実際にどのような重要インフラ施設を対象とするかについては、政府において、国民の不安や懸念の実情を踏まえた上で、過度に広範にならないよう留意しつつ、個別法令による行為規制の存否や運用状況等も考慮しながら、更に検討を続けていくことが期待される。

なお、具体的な対象の設定に当たっては、安全保障を巡る国際情勢や軍民両用技術の急速な変化に即応できるよう、優先度の高い防衛関係施設や国境離島については法定する一方で、それ以外の類型については、機動的に追加し得る仕組みとしておくことが適当である。

② 対象とする土地の地理的範囲

防衛関係施設等の周辺の土地につき、どの程度の範囲まで制度的枠組みの対

象とするのかという点に関しては、予見可能性の確保や過度な負担防止の観点から、原則として、施設からの一定の距離で範囲を設定しておくことが適当である。

ただし、そうした距離の基準を全国一律に設定することは、必ずしも適切でない。安全保障の観点から、施設の性格やその区域の地理的な特性（高所からの監視の拠点となり得るなど）等を総合的に勘案し、ケースバイケースで柔軟に設定し得る仕組みとしておくことが適当である。

なお、具体的な区域の設定に当たっては、対象となる区域の住民が、国が強制的に土地を収用するのではないかとの誤解から不安を抱くことのないよう、政府として、分かりやすい公表・周知や丁寧な説明に努めることが求められる。

国境離島についても、その戦略的重要性や地理的な特性等を総合的に勘案した上で、対象となる離島を検討することが必要である。また、対象区域とする範囲については、その離島の有する機能に着目し、海岸線や島内の重要インフラ施設の周辺等を対象として設定することが考えられるが、一部の国境離島については、必要に応じて、島内全域を対象区域とすることも考えられる。

③ 建物の取扱い

防衛関係施設等の機能を阻害する活動については、高所からの監視・偵察行為に適した高層ビルの一室など、建物がその拠点となるケースも想定される。制度的枠組みの対象としては、土地に加え、建物も含めることが必要である。

④ 対象とする権利

安全保障の観点から、土地・建物（以下「土地等」という。）の不適切な利用については、土地等を所有しているケースだけでなく、土地等を賃借しているケースも考えられることから、制度的枠組みの対象とする権利としては、所有権に加え、賃借権等の利用権も含めることが必要である。

ただし、例えば、防衛施設等の周辺に大規模な賃貸集合住宅が所在するケースでは、土地を所有するケースと比較すると、相対的に頻繁な取引が行われ、多くの賃借人に負担が及ぶおそれがあること等を考慮する必要がある。取引規制を検討するに当たっては、土地・建物の所有・賃借について、安全保障上のリスクへの対応の実効性確保の観点と取引関係者の負担を過重なものとしなないとの観点等を総合的に勘案する必要がある。

⑤ その他留意点

土地の所有・利用に係る心配や懸念に関しては、森林（水源地）や農地を対象とした事例も指摘されている。

これらの土地については、現行の森林法や農地法等によって、土地取得時の届出や売買に係る許可等の枠組みが整備されており、また、地域によっては、条例による管理が行われているところもあることから、後述する一元的な情報管理の取組と組み合わせることによって、不適切な利用を防止する効果が期待できる面もある。

これらの土地を対象とすることについては、安全保障の観点から、現行制度の運用状況、効果等を見極めた上で、慎重に検討していくべきである。

（４）調査・分析

① 調査の内容

どのような者がどのような目的で土地等を所有又は占有し、どのように利用している、あるいは、利用しようとしているのかという点について、情報を収集することが必要である。このため、所有等の主体に関する情報としては、氏名、住所、国籍等を、利用に関する情報としては、不動産登記上の地目といった外形的な利用の分類に加え、具体的な実態、目的等を把握することが求められる。

② 調査の手法

上記の内容を把握するためには、例えば、現地・現況調査、公簿等の収集、土地等の所有者からの報告の徴収等を行うことが考えられる。

現地・現況調査としては、土地等の形状・面積、利用の実態等に関し、地図や航空写真を活用することが考えられる。また、より詳しく実態を把握する必要がある場合には、現地に赴き、外部から視認できる範囲で、実際の敷地の様子、建物の形状等を調査することも考えられる。

収集する公簿等の候補としては、例えば、不動産登記簿、住民基本台帳、戸籍簿、商業登記簿、固定資産課税台帳、外国為替及び外国貿易法に基づく報告、森林法に基づく届出、国土利用計画法に基づく届出等が挙げられるが、それらの個々の情報だけでは、氏名、住所、国籍、利用の実態等を総合的かつ包括的に把握することは困難である。政府として、複数の関係省庁や地方公共団体が所有する公簿等を突き合わせ、一元的に管理するデータベースを構築することが必要であり、そのためには、安全保障の確保という目的に照らし、各公簿等に記載される個人情報適切に収集・利用できるようにする、法的な裏付けを整備することが求められる。

土地等の現況・現地調査や公簿等の収集を行ってもなお、土地等の所有・利用の実態を十分に把握できない場合も考えられる。安全保障上の要請に応えるためには、土地等の所有者等から報告を徴収し得る仕組み⁶を設けておくことも必要である。

なお、その他の調査の手法としては、立入調査も考えられるが、調査の対象に建物を加えることにも鑑みれば、その対象となる者の負担が大きいことから、上

⁶ 罰則により実効性を担保することが考えられる。例えば、国土調査法第37条では、報告徴収に対し、報告をせず、又は虚偽の記載をした報告をした者について、30万円以下の罰金に処する旨規定されている。

記の手法までの対応とすることが適当である。上記の手法による調査の実施状況、有効性等を見極める必要がある一方で、今後の安全保障を巡る国際情勢のいかんによっては、これを採用することについて、改めて検討を行うことが適当である。

③ 情報の分析・活用

一元的に収集し管理する情報は、制度全体を総括する部局において、個人情報の取扱いに留意しつつ、必要に応じて、対象とする施設や地域を所管する関係省庁や地方公共団体、安全保障に関する知見を有する関係省庁等の協力を得て、的確に分析した上で、後述する利用規制の発動の要否を判断する材料として、適切に活用することが必要である。

④ その他留意点

全国各地の土地等の所有・利用に係る情報を収集するに当たっては、公簿等の収集を始め、膨大な業務量が想定されることから、現在、検討が進められている行政のデジタル化の動きとも歩調を合わせた効率化の取組が求められる。

(5) 権利移転等の把握と管理

① 調査による情報更新の限界

上記の調査では、対象に関する情報収集を行った後も、定期的に情報収集を継続し、土地等の売買等に伴う所有者の変更を把握するなど、情報を適時にアップデートして管理していくという運用が想定される。

こうしたフォローアップ調査とそれに基づく情報更新の頻度を上げれば、理屈上は、仮に、安全保障の観点から懸念すべき権利移転が生じたとしても、適時の利用規制によって対処し得るが、調査に伴う行政コストに鑑みると、その頻度を高めることには一定の限界があるものと考えられる。

そこで、例えば、司令部機能を有する防衛関係施設の周辺に所在するなど、安全保障の観点から特に重要性が高いと認められる土地等については、その機能が阻害された場合における影響が甚大であることに鑑み、情報更新の遅延によって不適切な利用の是正機会を逸することのないよう、土地等の売買など、権利の移転につき事前届出制を導入し⁷、最新の情報を常時把握できる仕組みを構築しておくことを検討すべきである。

なお、事前届出の対象範囲の設定に当たっては、制度の実効性確保及び過度の負担回避のバランスを考慮し、慎重な検討を行うべきである。

② 事前届出制を通じて収集する情報

事前届出制を通じて収集する情報としては、当初の調査と同様、新たな所有者の氏名、住所、国籍等、取得後の土地等の利用目的等が考えられる。それらの情報を届出事項とした上で、あらかじめ下位法令において、所定の様式を定めておくことが適当である。

③ 不適切な取引の中止に係る措置の取扱い

事前届出がなされた後は、追加的な調査が行われることとなるが、その過程で土地等が不適切な利用に供されるおそれがあると認められる場合には、その不適切な利用行為を未然に防止する措置として、取引中止の勧告や強制力のある命令措置を設けることも考えられる。

他方、実際には不適切な利用が行われていない時点において、予防的に土地等の取得を制限する制度では、当該土地等を取得しようとする者の属性等から、命令等の措置の発動の要否が判断されることとなるが、現実問題として、その基準や要件を明確に定めておくことは困難であると考えられる。安全保障上特に重

⁷ 罰則により実効性を担保することが考えられる。例えば、国土利用計画法第 47 条では、同法に規定する注視区域等における土地売買等の契約について、事前届出をしないで契約を締結した者や虚偽の届出をした者について、6 ヶ月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する旨規定されている。

要な土地等であっても、それらの取引のほとんどは、安全保障上のリスクが小さい「善良な者」が当事者になるものであることに鑑みると、命令等の基準や要件をあらかじめ予見可能な形で定められなければ、正常な経済活動が阻害されるおそれがある。このため、当面は、事前届出を受けた追加的な調査と後述する利用規制による対応を優先することとした上で、取引中止の命令等の取得規制の在り方については、政府において、引き続き、慎重に検討していくべきである。

(6) 利用規制

① 他法令に基づく行為規制による措置

上記の調査の結果、安全保障の観点から、土地等の不適切な利用⁸が明らかになった場合には、速やかに是正することが必要である。現行の法令に基づく行為規制によって当該利用行為に対処し得る場合には、関係省庁間で直ちに連携し、政府として、適切な措置を早急に講ずるべきである。

② 不適切な利用の中止に係る措置等

安全保障の観点から不適切な土地等の利用の態様は、様々なものが想定される。現行の法令に基づく行為規制によって対処できない場合に備え、今般の制度的枠組みの中で、そうした不適切な利用を是正するための勧告・命令措置を設けておくことが必要である。

命令等を受けた者は、当初予定していた目的では当該土地等を利用できないこととなり得ることから、例えば、当該者が政府に対し、当該土地等に係る権利の買取りを請求できる補償的措置⁹を設けることも、併せて検討しておくことが適当である。

⁸ 例えば、盗聴、電波妨害（ジャミング）等の拠点としての利用が考えられる。

⁹ 当初から、安全保障上のリスクとなる不適切な利用を行う意思を有しているものを除く。

③ 国による土地等の買取り

土地等の不適切な利用を防止するためには、上記の勧告や強制力を伴う命令措置を直ちに講ずるまでの緊急性は認められないとしても、安全保障の観点から、政府として、リスク顕在化への備えとして前広に対応することが求められるケースも想定される。「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」における「国は、土地の買取り等に努める」との規定を参考に、政府として、必要に応じ、土地等の所有者等に対し、土地の買取りを申し出る措置を設けておくことも検討すべきである。

なお、公共事業の実施など、具体化された公共の利益のために、私有財産を強制的に収用できる制度として、土地収用制度が設けられている。そうした私権制限の程度が大きい措置を設けることについては、今般の制度的枠組みの実施状況、有効性等を見極めた上で、安全保障を巡る国際情勢、諸外国の取組等も踏まえ、慎重に検討していくべきである。

4. おわりに

防衛施設等の周辺や国境離島の土地等の所有・利用を巡っては、長年にわたり、政府として安全保障の観点から対処することの必要性について、広く問題意識が共有されてきたが、今日まで、抜本的な方策は講じられなかった。その最大の理由は、差し迫った危機を現実のものとして認識することが困難な中、土地等の所有・利用という経済活動の自由と安全保障の確保といった、表面的には相克する問題を同時に解決する「最適解」が見出せなかったことにあると考えられる。

そこで、有識者会議は、経済の持続的成長は安全保障の確保が大前提であるという原点に立ち返り、所有者不明土地問題への対応など、関連する政府の取組の進捗状況もにらみながら、まずは土地等の所有・利用に関する実態調査を先行させた上で、真にリスクが認められる場合に限定して、必要最小限の介入を行うという方向で、「均衡点」を導き出すことに努めてきた。

安全保障を巡る国際情勢は、刻々と厳しさを増している。急速な技術革新を背景に、これまで想定されなかったような脅威も、この先想定される。何か問題が発生してからという対症療法的な対応では、国民の安全・安心や領土の主権を守ることはできない。諸外国の取組が先行する現状に鑑みると、今リスクが顕在化していないからといって、問題を放置することは許されない。様々なリスクに対する想像力を働かせ、必要となる政策対応を真摯に模索・追求していくことが求められる。安全保障を確保する仕組みをあらかじめ用意しておけば、国民の安心や信頼が醸成され、今後政府が展開する安全保障政策への理解が高まることも期待される。

有識者会議としては、政府に対し、本提言を踏まえ、長年の課題への解となる新規立法措置を速やかに具体化し、成立を図ることを求めたい。加えて、新たに導入する制度の運用には、全国各地に所在する土地等の実態把握を始め相当な業務量が想定されることから、必要な人員・体制や予算を確保し、万全の備えをもって、できる限り早期の施行にこぎ着けることも要請したい。そして、施行後の実施状況に関する適時のフォローアップと評価・検証、そうした取組を通じた制度の不断の見直しの必要性を併せて指摘し、結びとする。

参考 1 国土利用の実態把握等に関する有識者会議の開催について

令和 2 年 10 月 29 日
内閣官房長官決裁

1. 趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、安全保障等の観点から、土地所有の状況把握を行い、土地利用・管理等の在り方について検討を行うため、国土利用の実態把握等に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、別紙に掲げる者により構成し、領土問題担当大臣の下に開催する。
- (2) 会議の座長は、互選により決定する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

3. その他

- (1) 会議の庶務は、内閣官房において処理する。
- (2) 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

国土利用の実態把握等に関する有識者会議 構成員

兼原 信克 同志社大学特別客員教授

佐橋 亮 東京大学准教授

野口貴公美 一橋大学教授

松尾 弘 慶應義塾大学教授

森田 朗 津田塾大学教授 【座長】

吉原 祥子 東京財団政策研究所研究員・政策オフィサー

渡井理佳子 慶應義塾大学教授

(敬称略／五十音順)

注：会議の座長は、互選により、森田朗津田塾大学教授に決定した。

参考 2 国土利用の実態把握等に関する有識者会議の開催状況

第1回会議：令和2年11月9日（月）

議事：

- （1）会議の運営
- （2）座長の互選
- （3）事務局説明
- （4）意見交換

第2回会議：令和2年11月25日（水）

議事：

- （1）事務局説明
- （2）有識者プレゼン
- （3）意見交換

第3回会議：令和2年12月22日（火）

議事：

- （1）事務局説明
- （2）意見交換

参考 3 政府方針

1. 1 国家安全保障戦略（2013 年 12 月 17 日閣議決定）

IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

1 我が国の能力・役割の強化・拡大

（3）領域保全に関する取組の強化

我が国領域を適切に保全するため、上述した総合的な防衛体制の構築のほか、領域警備に当たる法執行機関の能力強化や海洋監視能力の強化を進める。加えて、様々な不測の事態にシームレスに対応できるよう、関係省庁間の連携を強化する。また、我が国領域を確実に警備するために必要な課題について不断の検討を行い、実効的な措置を講ずる。さらに、国境離島の保全、管理及び振興に積極的に取り組むとともに、国家安全保障の観点から国境離島、防衛施設周辺等における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討する。

1. 2 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針（2017 年 4 月 7 日内閣総理大臣決定）

II 有人国境離島地域の保全

II-2 有人国境離島地域の保全に関する施策の基本的な事項

2 国による土地の買取り等

有人国境離島地域が有する活動拠点としての機能を維持、強化することを目的として、国の行政機関の施設の設置、港湾等の整備、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止のための措置を講ずるに当たり、国が適切な管理を行う必要があると認められる土地については、買取りや借上げ、その他必要な措置を講ずる。このほか、有人国境離島地域における土地の取引については、国家安全保

障に関わる重要な問題との認識の下、国（内閣府、防衛省及び関係省庁）は、当該地域、防衛施設周辺等における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討する。

1. 3 海洋基本計画（2018年5月15日閣議決定）

6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進

（1）離島の保全等

ア 国境離島の保全・管理

国境離島の保全上重要と考えられる土地について、その利用のあり方が国家安全保障に関わる重要な問題であるという認識の下、その所有状況の把握を行い、領海等の保全及び海洋権益の確保の観点から、所有者が不明である土地に伴う課題や外国人等による土地の取得に関する意見も考慮しながら、土地利用等のあり方及び必要な措置について検討する。（内閣府）

1. 4 経済財政運営と改革の基本方針2020（2020年7月17日閣議決定）

安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。

参考 4 これまでの政府の取組

4. 1 防衛省による調査

防衛省は、2013 年から、防衛施設に隣接する土地所有の状況について、調査を行っている。2017 年度までに、約 650 の防衛施設について、一巡目の調査を終え、現在は、二巡目以降の調査が行われている。これまでの調査の結果、全国で5筆の土地について、住所が外国に所在している、あるいは、氏名から外国人と推察される者が所有者となっていることが明らかになっている。

4. 2 内閣府総合海洋政策推進事務局による調査

内閣府総合海洋政策推進事務局は、2009 年から、排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島の土地所有状況について、2017 年から、国境離島の領海基線の近傍の土地について、国有や私有などの所有状況を把握するため、不動産登記簿の収集を行った。これまでの調査の結果、我が国が現に保全、管理を行うことができる国境離島 484 島のうち、私有地が存在するものは 98 島であり、そのうち無人の国境離島 39 島については全域を、有人の国境離島 59 島については領海基線の近傍の土地を対象に調査を完了しており、氏名・住所等の外形から、外国人等の所有が明らかになった事例は確認されていない。

4. 3 有人国境離島法

2016 年 4 月、議員立法として、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が成立した。2017 年 4 月には、同法に基づき、内閣総理大臣が「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」を決定し、関連施策を実施している。

参考5 諸外国の取組

米国：2020年2月に、「外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）」の審査対象に、軍事施設近傍の不動産の購入等が追加され、大統領に取引停止権限が付与された。

豪州：「国防法」に基づき指定されるエリア内において、建造物の撤去等が可能とされているほか、「外資による資産取得及び企業買収法」により、外国人が一定額以上の土地の権利を取得する場合には、事前許可制の対象とされている。また、国家安全保障の観点から重要とされる土地を含む、センシティブな事業への投資の事前承認制度を強化する法改正が検討されている。

英国：対内直接投資の事前申告の対象に不動産を含めるべく、法改正が進められている。

韓国：「軍事基地及び軍事施設保護法」に基づき、指定区域内における建物の設置等は事前許可制の対象となるほか、「不動産取引申告等に関する法律」に基づき、外国人による軍事基地及び国防目的で制限する区域の土地取得は、事前許可制の対象とされている。

仏：「都市計画法典」及び「国防法典」に基づき、自国人・外国人の区別なく、国防施設周辺地の建築物の建造禁止・収用等が可能とされているほか、非居住者による一定額以上の不動産の取得は、届出制の対象とされている。

令和 4 年度 予算概算要求(案)の概要



令和 3 年 8 月
内 閣 府

= 目 次 =

I. 経済の好循環と経済・財政一体改革の更なる推進	
1. 経済財政政策の推進	1
II. グリーン社会の実現、デジタル化の加速とイノベーションの推進	
1. 科学技術・イノベーション政策等の推進	3
(1) 科学技術・イノベーション政策の戦略的推進	
(2) 原子力利用に関する政策の検討及び適切な情報発信	
(3) 日本学術会議の改革の推進	
2. 知的財産戦略の推進	6
3. 宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進	7
(1) 宇宙開発利用の推進	
(2) 実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進	
4. 健康・医療戦略等の推進	9
5. 規制改革の推進	10
III. 日本全体を元気にする活力ある地方創り	
1. 地方創生の推進	11
2. PPP／PFIの推進	17
3. 地方分権改革の推進	18
4. 沖縄振興	19
5. アイヌ政策の推進	23
IV. 未来を担う子供の安全・安心の確保や女性の活躍の実現、孤独・孤立対策等	
1. 社会的連帯や支え合いの醸成	24
(1) 休眠預金等の活用の促進・NPO活動の促進	
(2) 公益法人制度の適正な運営の推進等	
(3) 成果連動型民間委託（PFS）の推進	
(4) Well-beingに関する調査	
(5) 子供の貧困対策の推進	
(6) 子供・若者育成支援施策の総合的な推進	
(7) 青年国際交流事業の実施による人材育成	
(8) 障害者施策の推進	
(9) 高齢社会対策の推進	
(10) 交通安全対策の推進	
2. 就職氷河期世代への支援	28
3. 男女共同参画社会の推進	29
(1) あらゆる分野における女性の活躍	
(2) 女性に対する暴力の根絶	
4. 少子化対策	31
(1) 子ども・子育て支援新制度の推進	
(2) 少子化対策の総合的な推進	
(3) 高等教育の修学支援	
V. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保	
1. 防災対策の推進	34
(1) 防災対策の充実	
(2) 原子力防災対策の充実・強化	
2. 外交・安全保障の強化	37
(1) 総合海洋政策の推進	
(2) 重要土地等調査法の着実な執行	
(3) 北方領土問題に係る国民世論の啓発等	
(4) 拉致被害者等への支援	
(5) 国際平和協力業務等の実施	
(6) 遺棄化学兵器の発掘・回収及び廃棄	
VI. 行政の共通基盤の整備	
1. 政府広報の推進、国際広報の強化	41
2. 公文書管理制度の推進	41
3. 栄典事務の適切な遂行	42
4. 迎賓館の管理・運営等	42

[単位：百万円]

2. 外交・安全保障の強化

73,311(58,308)

海洋に関する重要施策については、第3期「海洋基本計画」(平成30年5月15日閣議決定)に基づき、必要な企画、立案及び総合調整を実施する。有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)などに基づく国境離島政策の企画、立案及び総合調整、特定有人国境離島地域の地域社会維持を推進する。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和3年法律第84号。以下「重要土地等調査法」という。)を着実に執行する。

北方領土問題について、若者によるこれからの時代に適した啓発手法の開発及び展開、デジタルを活用した啓発の積極的展開等を通じて国民世論の啓発等の返還要求運動を推進する。

帰国被害者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、関係府省庁と連携しながら総合的な支援策を実施する。

国際社会において責任ある役割を果たすため、国際連合平和維持活動等に対する協力を実施する。

化学兵器禁止条約に基づき、旧日本軍が中国に遺棄した化学兵器の処理事業を着実に推進する。

(1) 総合海洋政策の推進

6,043※(5,169)

※うち新たな成長推進枠：1,388

① 海洋政策の推進等

145※(135)

※うち新たな成長推進枠：18

○ 総合的・戦略的な海洋政策推進事業費

33※(22)

※うち新たな成長推進枠：18

総合海洋政策本部参与会議の提言等を踏まえ、第3期海洋基本計画を着実に実施するとともに、令和5年度に予定される次期海洋基本計画の策定に向けて、海洋の安全保障、海洋の産業利用の促進、海洋環境の維持・保全、海洋人材の育成等の重要課題について、総合的・戦略的に政策を推進していくために必要な調査等を行う。

〔単位：百万円〕

②国境離島の保全・地域社会の維持のための取組の推進

5,897※(5,034)

※うち新たな成長推進枠：1,370

○特定有人国境離島地域社会維持推進交付金

5,850※(5,000)

※うち新たな成長推進枠：1,350

特定有人国境離島地域の地方公共団体が実施する航路・航空路運賃の低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充、滞在型観光の促進の取組について引き続き支援を行う。特に、ポストコロナを見据えて、多様な観光ニーズに対応するために、環境整備等を行う。

○国境離島政策の推進に係る調査等

21※(15)

※うち新たな成長推進枠：20

特定有人国境離島地域の地方公共団体において、地域社会維持に係る取組の強化を図る観点から、現地調査、関係機関との調整等を行う。

(2) 重要土地等調査法の着実な執行

920※(新規)

※新たな成長推進枠

重要土地等調査法に基づき、安全保障上重要な施設の周辺や国境離島等において区域の指定を行い、指定した区域内の土地等の利用状況の調査を実施する。また、本法律の趣旨や制度内容について、国民や地方公共団体の理解促進を図っていく観点から広報等を行うなど、本法律を着実に執行する。

〔単位：百万円〕

(参考) 政府情報システムの整備等に必要な情報システム関係予算（一括計上経費）

情報システム関係予算については、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）に基づき、デジタル庁が要求を行う。内閣府に関する主なものは、以下のとおり。

○府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の運営 359

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の安定運用と機能拡充により、競争的資金等の応募受付から実績報告等の一連の研究管理業務や国立大学等における研究者の予算執行データ等の収集の効率化を図る。

○e-CSTIの運用 40

客観的根拠に基づく政策立案や国立大学・研究開発法人の運営を推進するため、令和2年3月より供用を開始したe-CSTIの安定運用を図る。

○地方創生SDGs官民連携プラットフォームマッチングシステムの運用・拡充等 85

SDGsの国内実施を促進し、より一層の地方創生につなげることを目標に、広範なステークホルダーとのパートナーシップを深める官民連携をさらに推進するため、マッチングシステムの運用・拡充をするとともに、地方創生SDGsの普及促進等のため、WEBサイトを運用する。

○「NPO情報管理・公開システム」の更改に係る移行業務 100

「NPO情報管理・公開システム（NPOシステム）」を同システムの新たな稼働基盤であるガバメント・クラウドに移行するとともに、ウェブ報告システムについても、本移行作業に合わせてNPOシステムへ実装し、一体的な連携の仕組みを構築する。

○公益認定等総合情報システム（PICTIS）の運用・保守及び更改 262

公益法人等の電子申請・届出及び情報提供を行う「公益法人総合情報システム（PICTIS）」について、引き続き安定運用を図るとともに次期システムの開発及び効率化の検討を行う。

○障害を理由とする差別の解消に向けた合理的配慮等データベースの構築等 32

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正により事業者による合理的配慮の提供が義務化されることから、合理的配慮の趣旨など同法についての国民一般の理解と関心を深めるためのポータルサイトを拡充するとともに、事業者等が参照できる合理的配慮等の事例のデータベースを整備する。

○総合防災情報システムの整備等 1,066

総合防災情報システムの次期システムの検討・設計のほか、津波浸水被害推計システムの更改及び推計対象地域の拡張、被災者の生活再建支援制度に関する情報が簡易に検索可能なWebサイト等の運用、物資調達・輸送調整等支援システムの運用及び機能改修、また、中央防災無線WEBシステムの運用を行う。

○土地等利用状況管理システムの整備 1,521

令和3年通常国会で成立した重要土地等調査法の着実な執行に向けて、法に基づく調査・届出により収集する各種データを適切に管理・活用するとともに、国民にわかりやすい制度周知・情報提供や円滑な届出を可能とするWEBサイト等を構築・提供する。

令和3年度 政務活動費支出伝票（交通費）

会派名 自民党議員会

（3枚中 1枚目）

代表者	経理 責任者	取扱者	伝票番号	支出区分	
			6	☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☒ 要請・陳情活動費 ☐ 会議費	
議員名		用務名（用務先）		月日	
古川 昌俊 議員		千歳市における自衛隊の体制 強化を求める要望		令和3年11月8日 ～ 令和3年11月9日	
		支出金額		受領年月日	
		52,232 円		令和3年12月1日	

（交通費明細書）

旅行月日	出発地	到着地	鉄道賃			航空賃 船賃	バス 賃等	宿泊料	計
			路 程 (K m)	運賃	急行 (特 別)				
11/8	新千歳空港	羽田空港				21,760 円			21,760 円
/	都市センタ ーホテル							8,712 円	8,712 円
11/9	羽田空港	新千歳空港				21,760 円			21,760 円
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
小計									
合計						43,520 円		8,712 円	52,232 円

領収書等貼付用紙（交通費）

（ 3 枚中 2 枚目）

伝票番号	6	支出金額	43,520 円	出発地	往路 新千歳空港 復路 羽田空港
		(貼付領収書金額合計)	43,520 円	到着地	往路 羽田空港 復路 新千歳空港
【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。					

領 収 証

千歳市議会議員
自民党議員会 古川 昌俊 様

2021年11月05日
(211108-1E0004)

金額	¥ 4 3 , 5 2 0 ※
----	-----------------

但し 往路) 11/08 エアドゥ026便 新千歳～羽田
復路) 11/09 エアドゥ035便 羽田～新千歳
航空券代といたしまして
上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000008715 予約No. 749832

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

北海道知事登録旅行業第2-450号

株式会社 ノース・スター・トラベル
本社営業所
〒066-0062
北海道千歳市千代田町
5丁目5番地1 戸田ビル2F

TEL:0123-24-2121

FAX:0123-24-5514



担当者印



【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

領収書等貼付用紙（宿泊費）

（ 3 枚中 3 枚目）

伝票番号	6	支出金額	8,712 円	宿泊地	都市センターホテル
		（貼付領収書金額合計）	8,712 円		

【領収書等添付欄】 領収書

RIHGA ROYAL HOTELS

ご請求明細書

都市センターホテル

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1

TEL:03(3265)8211 FAX:03(3262)1705

お名前 古川 昌俊 様

お部屋番号 1904 ご人数 1

ご到着 2021/11/08 ご出発 2021/11/09

日付	ご明細	部屋番号	料金
11/08	御宿泊料	1904	8,712

ご請求金額 8,712
（内、宿泊税等： 0）

領 収 書

2021/11/08
110855153818

お名前 千歳市議会議員古川 昌俊 様

金額 ¥8,712-

但し ご宿泊代金他として

上記金額正に領収致しました。

【摘要】 特に説明を要する

印紙税申告納
付につき 趣町
税務署承認済



Toshi Center Hotel Tokyo

令和3年10月29日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加計画書

千歳市議会議員 様

会派名 自民党議員会
代表者 古川 昌俊

次のとおり（陳情・要請活動等を行うので）届け出ます。

議 員 名	古川 昌俊
期 間	令和3年11月8日から 令和3年11月9日まで 10時00分 から 21時00分 まで
用 務 先 (視察先又は研 修会場又は陳 情・要請先)	1 防衛省 東京都新宿区市谷本村町5-1
内 容 (視察調査内容、 研修内容、陳情・ 要請内容等)	1 千歳市の自衛隊の体制強化要望活動
備 考	別添 行程表

※視察調査等の内容がわかる資料及び必要に応じ行程表などを添付すること。

※概算額の分かる資料を添付すること。

経理責任者確認印



令和3年10月29日
自民党議員会 古川昌俊

視察調査、研修会、陳情・要望活動行程表

月日	時間	具体的行動	交通手段	料金
11/8 (月)	1000～1030	千歳駅→新千歳空港	J R	270 円
	1120～1300	新千歳空港→羽田空港	AIRDO	21,760 円
	1430～1500	羽田空港→平河町 2 丁目	京急、バス	850 円
	1500～1510	平河町 2 丁目～都市センターホテル	徒歩	8,712 円 (宿泊費)
11/9 (火)	1030～1050	都市センターホテル→防衛省	タクシー	自己負担
	1100～1300	防衛省で自衛隊体制強化を求める 要望活動		
	1300～1730	防衛省→市ヶ谷駅→空港	徒歩、J R、モ ノレール	670 円
	1850～2020	羽田空港→新千歳空港	AIRDO	21,760 円
	2040～2100	新千歳空港→千歳駅	J R	270 円

令和3年11月15日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加報告書

千歳市議会議長 山崎 昌則 様

会派名 自民党議員会

代表者 古川 昌俊



次のとおり（陳情・要請活動を行ったので）報告します。

議員名	古川 昌俊
期間	令和3年11月8日10時00分から令和3年11月9日21時00分まで
用務先 （視察先又は研 修会場又は陳 情・要請先）	1 防衛省 東京都新宿区市谷本村町5-1

陳情・要請内容

別紙のとおり

※当日配布資料など視察調査等の内容がわかる資料を添付すること。

経理責任者確認印



令和 3 年度 千歳市における自衛隊の体制強化を求める要望 実施結果

1 概要

令和 3 年 11 月 8 日に陸上自衛隊司令官に対し、また、翌 9 日に岸防衛大臣、島田防衛事務次官外に対して、山口市長（千歳市における自衛隊の体制強化を求める期成会会長）、山崎議長（同期成会副会長）外とともに、次の事項について要望を実施した。

- ①千歳市における自衛隊の体制維持・強化について
- ②千歳市への新編部隊（水陸機動連隊や国際活動部隊、新たな領域に関する部隊等）の配置について
- ③千歳市における自衛隊の充足率向上について
- ④千歳市の自衛隊における各種契約、発注等の地元事業者活用について

2 陸上総隊司令官に対する要望活動

日 時 令和 3 年 11 月 8 日（月）16：30～17：00

場 所 陸上自衛隊朝霞駐屯地内 陸上総隊司令部

相手方 前田忠男陸上総隊司令官

（陪席）牛嶋築陸上総隊司令部幕僚長、岡一博陸上総隊司令部総務部長、本橋克広陸上総隊司令部参事官

相手方発言要旨

いただいた要望はしっかりと上にあげる。水陸機動連隊の件は防衛省においても揺れているが、その部隊に限らず、北海道の駐屯地は良い訓練場があり、それを踏まえ陸幕に言っていく。また、海・空に比較して戦車火砲への理解は低いが、次期大綱・中期防において維持できるよう頑張っていく。

2 防衛省に対する要望活動

(1) 防衛事務次官

日 時 令和 3 年 11 月 9 日（火）11：05～11：25

場 所 防衛省省議室

相手方 島田和久防衛事務次官

相手方発言要旨

正面部隊の戦車・火砲は、しばらく効率化、合理化を図る方向があるが、今後、輸送部隊などを東千歳駐屯地に移駐することもあり、令和 5 年度以降にはなるが、電子部隊なども考えており、来年度から施

設整備をすることを考えている。水陸機動団はオスプレイとの連携などの課題もあり検討中であり、国際活動部隊についても要望を踏まえ検討して行きたい。

充足については来年度の概算要求で全体ではあるが2,454名という大幅な増員を求めている。具体的な配分についてはこれからであるが、認められると充足が図られることとなる。

地元発注については、単なる価格競争ではなく、地域評価型といった方法も適用するなど、地元企業の受注機会拡大を図り、また、大規模工事などは適切に分割するなど行っており、引き続き、努力していく。

(2) 陸上幕僚監部

日 時 令和3年11月9日(火) 11:30～11:45

場 所 防衛省省議室

相手方 森下泰臣陸上幕僚副長

(陪席) 小山直伸陸上幕僚監部防衛部防衛課長、宮崎紀彦陸上幕僚監部監理部会計課長

相手方発言要旨

今、防衛力が南西強化で進められているが、南西に常駐させることができる部隊は僅かであり、北海道内にある戦力をいかに機動させるかが重要で、その訓練を実施している。良好な訓練環境である北海道で部隊を鍛え、それを動かすことが大前提であり、千歳市には引き続き協力を願いたい。要望についてはしっかりと取り組んでいきたい。

(3) 防衛大臣

日 時 令和3年11月9日(火) 13:15～13:30

場 所 防衛省省議室

相手方 岸防衛大臣

(陪席) 土本英樹防衛省整備計画局長

相手方発言要旨

今回いただいた要望は皆様方の意見を拝聴しながら、適切に対応してまいりたいと考えている。引き続き理解協力を願いたい。防衛省としては、半世紀以上にわたり培ってきた千歳市との信頼関係や共存関係を将来にわたり維持発展していくよう努力していく。

体制強化については、現在の防衛大綱において、北海道の良好な訓練環境を活用することとしており、これまで地域の維持・活性化と密接に関係してきた経緯を踏まえ、東千歳、北千歳両駐屯地及び千歳基地の将来の体制は、要望を踏まえ中長期的な体制の検討の中で引き続き

検討する。

新編部隊については、新たな領域は令和 5 年度予算編成で確定することとなるが、令和 5 年度に東千歳駐屯地に電子部隊の新編を計画しており、令和 4 年度に総部品保管庫の整備に着手する。水陸機動連隊は、現中期防で 3 個目の連隊を新編することとなっているが、配備場所は現時点で検定していない。国際活動部隊は、要望も踏まえ、陸自全体の中で引き続き検討していく。

自衛隊の充足率向上は、低い状況が続いているが、必要な人材を確保していくことが基本的方向性である。この認識のもと、最大限の努力をしていく。

防衛省が発注する建設工事等については、地域の特性に応じ地域評価型を適用するほか、工事種別の分離や工事範囲の分割など競争性を深くしつつ、適切な発注規模を設定し、地元企業の受注機会拡大に努めており、地元企業も積極的参加をいただけると幸いである。令和 2 年度の千歳市内駐屯地等の工事等で、市内企業発注件数は約 1,300 件、金額は 7.6 億円であり、北海道全体の駐屯地等では、千歳市内企業は約 2,700 件で道内 3 位、金額では 56 億円で道内 2 位であり、多く受注いただいている。昨年以降は新型コロナで行っていないが、市役所や商工会議所等と地元調達の意見交換を再開したいと考えているので協力願いたい。

(4) 航空幕僚監部

日 時 令和 3 年 11 月 9 日（火）13:35～13:50

場 所 防衛省航空幕僚監部大会議室

相手方 阿部睦晴航空幕僚副長

（陪席）上林晃航空幕僚監部総務部基地対策室長

相手方発言要旨

今回いただいた要望は、航空自衛隊の体制を考えるうえでも我々はよく考えていかなければならない事項である。現下の国際情勢からも、隙のない体制を作っていかなければならないと考える。

地域コミュニティについては、色々な規制があるが、オープンカウンターほうしきのようなものをなるべく採用し、地元と連携を図っていきたい。

今後色々な計画を策定する時期となるが、いただいた要望を認識しながら進めていかなければならないと考えており、引き続き支援を願いたい。

(5) 関係国会議員

日 時 令和 3 年 11 月 9 日 (火) 14:20~16:00

場 所 第 1、第 2 衆議院議員会館、参議院議員会館

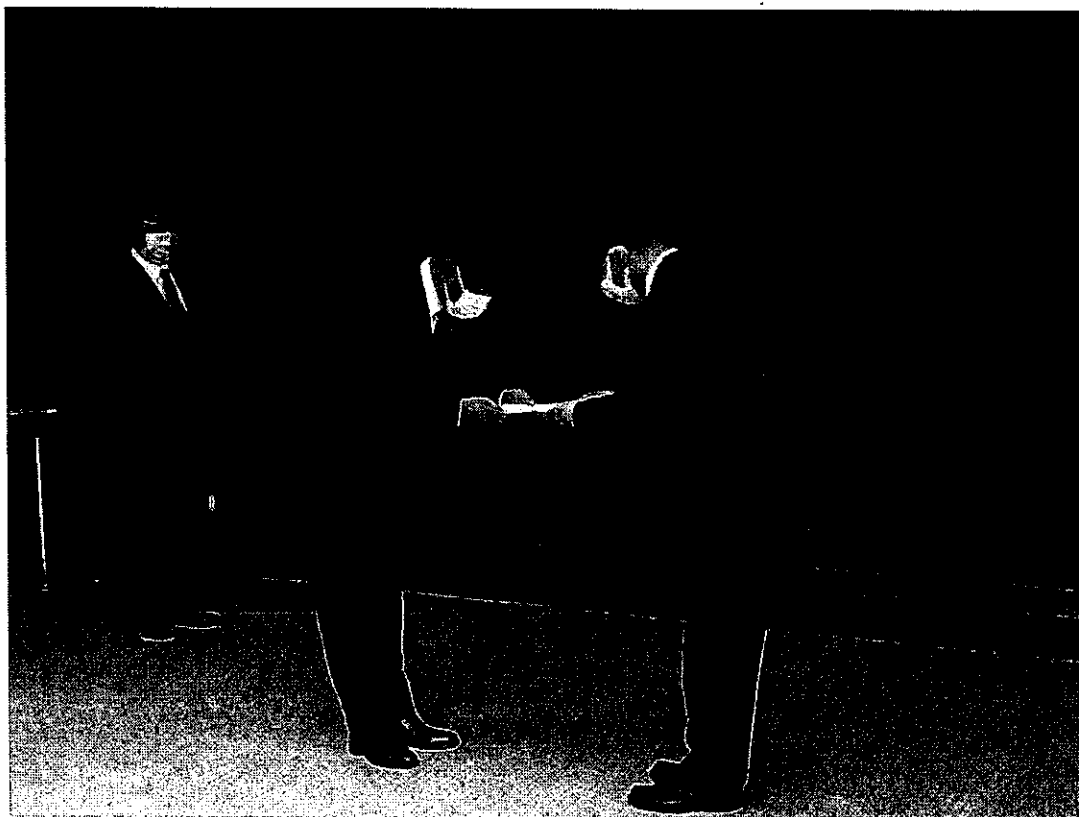
要望先

- ・ 鈴木貴子衆議院議員 (自民党、代理者に要望書を手交)
- ・ 伊藤良孝衆議院議員 (自民党、本人に要望)
- ・ 渡辺孝一衆議院議員 (自民党、代理者に要望書を手交)
- ・ 和田義明衆議院議員 (自民党、代理者に要望書を手交)
- ・ 中川郁子衆議院議員 (自民党、代理者に要望書を手交)
- ・ 東国幹衆議院議員 (自民党、本人に要望)
- ・ 武部新衆議院議員 (自民党、代理者に要望書を手交)
- ・ 佐藤英道衆議院議員 (公明党、本人に要望)
- ・ 稲津久衆議院議員 (公明党、代理者に要望書を手交)
- ・ 堀井学衆議院議員 (自民党、代理者に要望書を手交)
- ・ 中村裕之衆議院議員 (自民党、代理者に要望書を手交)
- ・ 高木宏壽衆議院議員 (自民党、代理者に要望書を手交)
- ・ 橋本聖子参議院議員 (無所属、代理者に要望書を手交)
- ・ 佐藤正久参議院議員 (自民党、本人に要望)
- ・ 長谷川岳参議院議員 (自民党、代理者に要望書を手交)
- ・ 宇都隆史参議院議員 (自民党、本人に要望)
- ・ 横山信一参議院議員 (公明党、本人に要望)
- ・ 高橋はるみ参議院議員 (自民党、代理者に要望書を手交)
- ・ 岩本剛人参議院議員 (自民党、本人に要望)

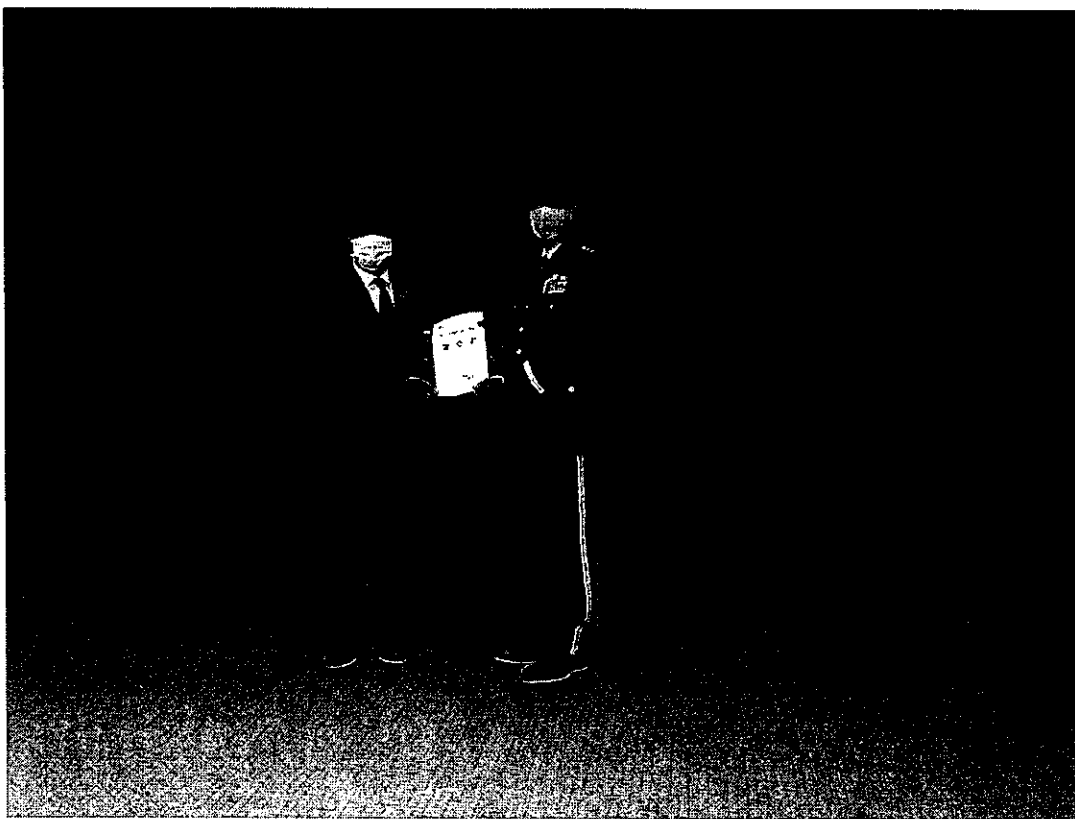
【前田忠男陸上総隊司令官に要望】



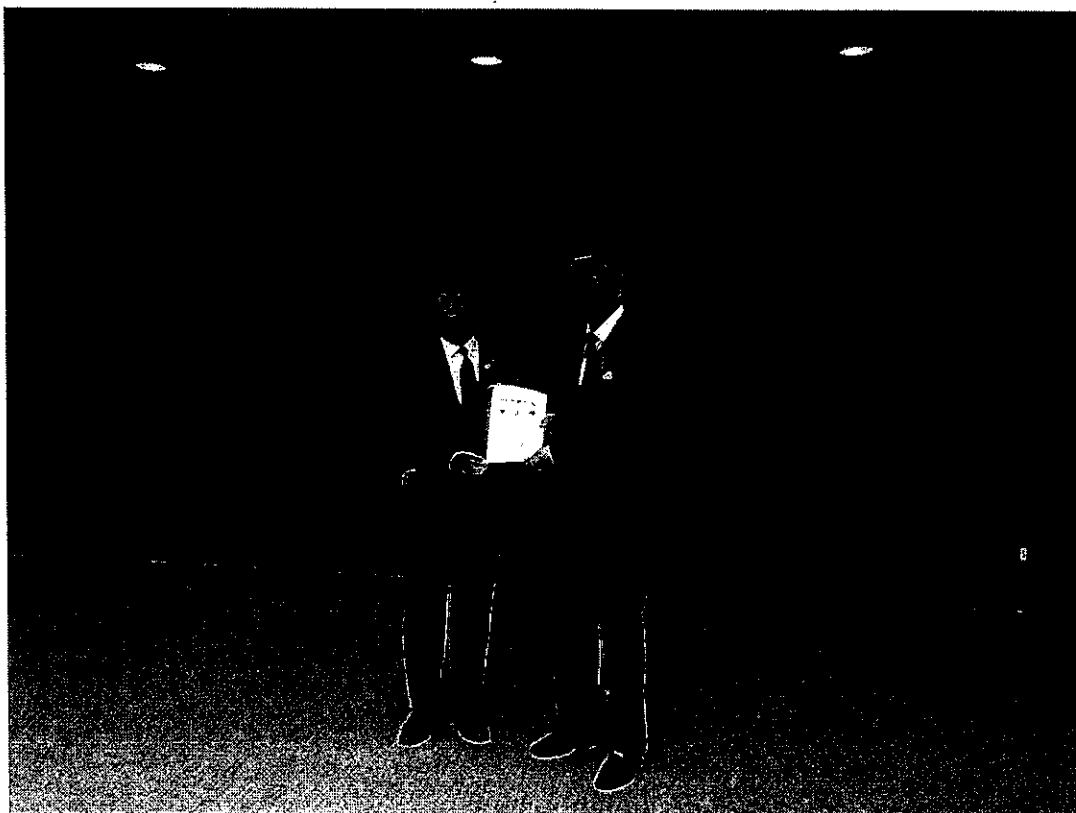
【島田和久防衛事務次官に要望】



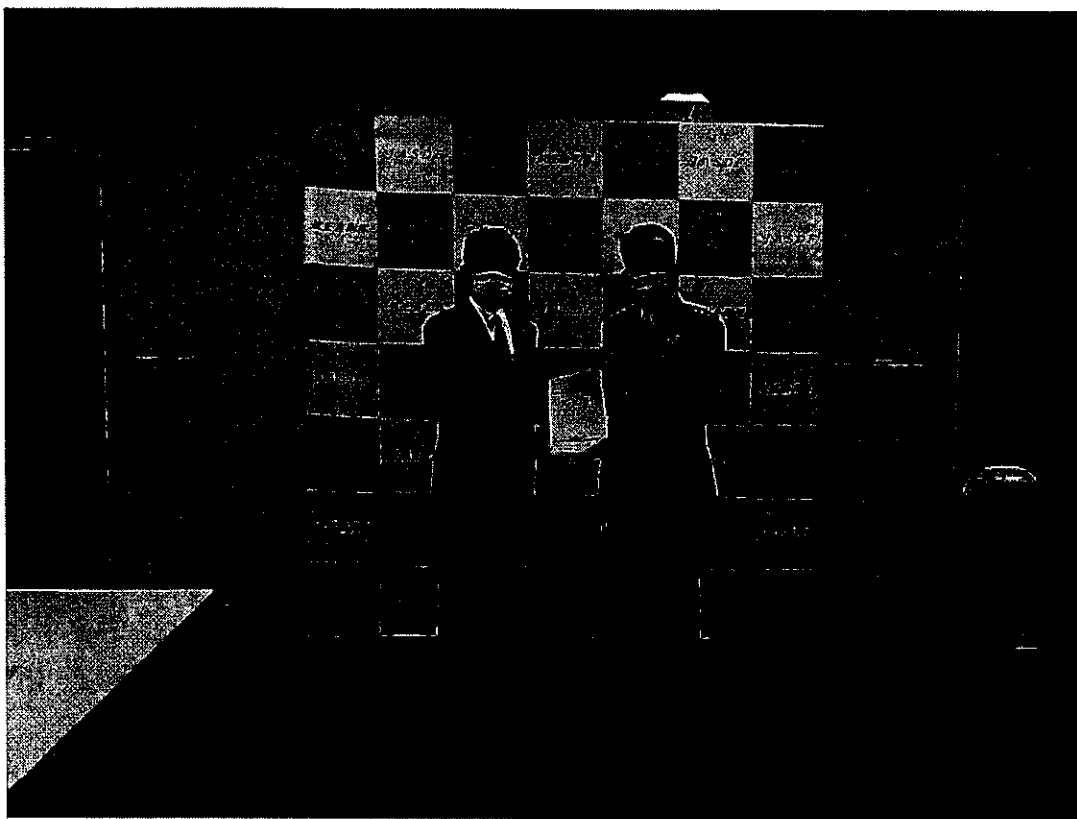
【森下泰臣陸上幕僚副長に要望】



【岸防衛大臣に要望】



【阿部睦晴航空幕僚副長に要望】



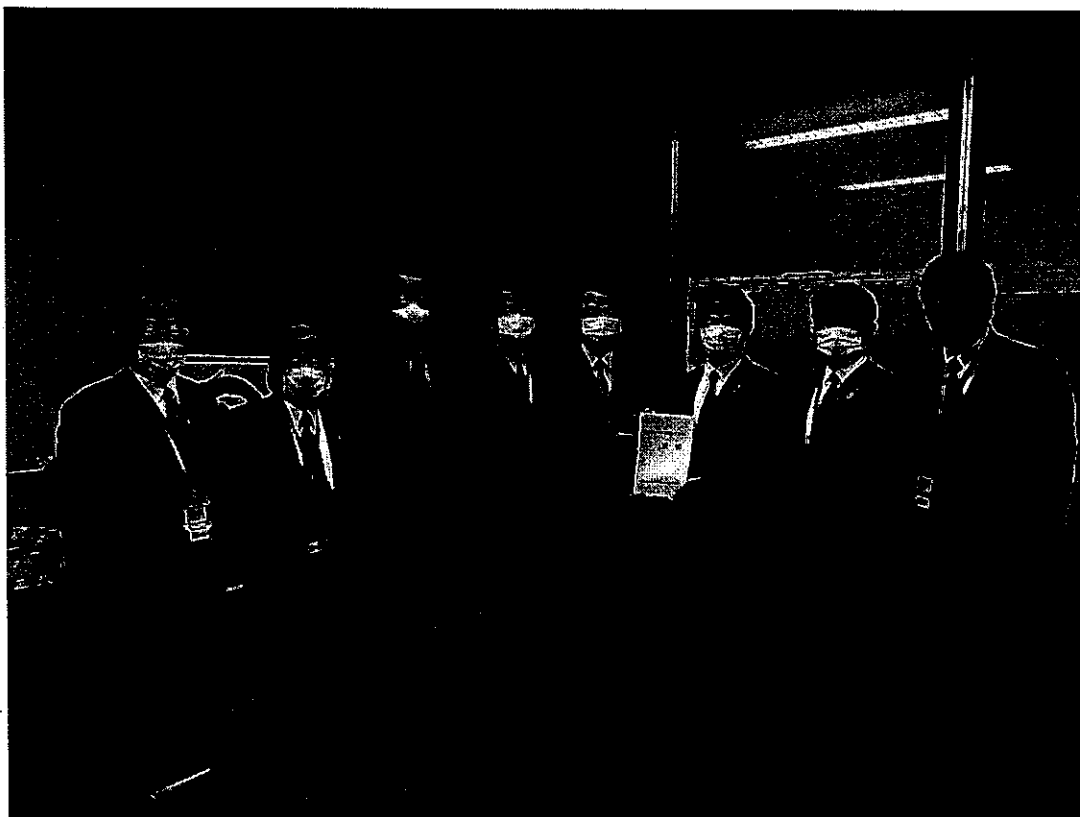
【伊東良孝衆議院議員に要望】



【佐藤英道衆議院議員に要望】



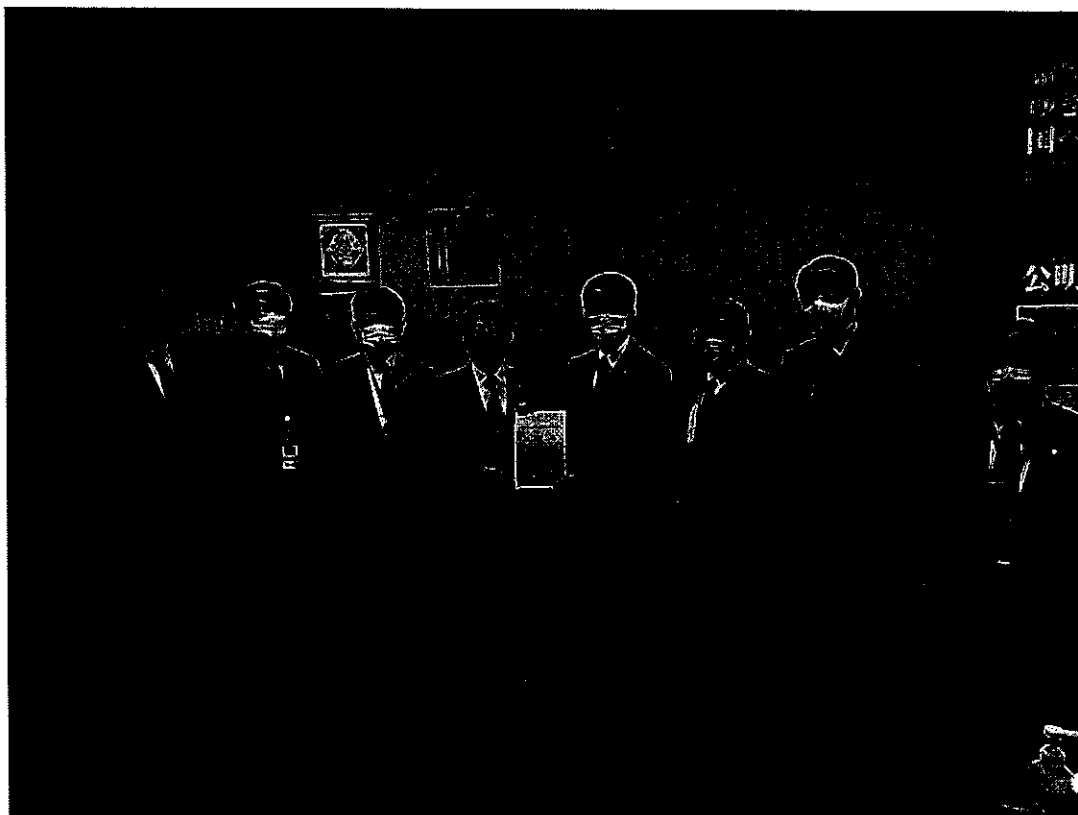
【佐藤正久参議院議員に要望】



【宇都隆史久参议院議員に要望】



【横山信一参议院議員に要望】



【岩本剛人参議院議員に要望】



千歳市の自衛隊体制強化を求める

要 望 書

千歳市における
自衛隊の体制強化を求める期成会

千歳市の自衛隊体制強化を求める要望

千歳市には、陸上自衛隊2駐屯地と航空自衛隊1基地が所在しており、60年余の長きにわたり自衛隊とともにまちづくりを進め、隊員の皆様が安心して任務を遂行できるよう、地域全体で取り組んでまいりました。

現「防衛計画の大綱」とこれに基づく「中期防衛力整備計画」では、「部隊の改編等にあたっては地方公共団体や地元住民の理解が得られるよう、地域の特性に配慮する」ことが明記されておりますが、一方で、厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、陸・海・空のみならず、宇宙・電磁波・サイバーといった新たな領域における能力を強化するため、宇宙作戦隊や電子作戦隊が新編されるなど、自衛隊の体制が大きく変化してきております。

現在は、南西方面の防衛力強化に重点を置いた部隊編成が進められており、我が国を取り巻く安全保障環境に対応するために必要なことであると理解しておりますが、今後の部隊改編等によって、当市に所在している自衛隊の体制の縮小や隊員の減少が行われた場合、地域の安全・安心確保や地域経済への深刻な影響が生じるものと懸念しております。

つきましては、次の事項について特段のご配慮をいただきますようご要望申し上げますとともに、部隊改編等に係る情報がある場合は、事前に共有していただきますようお願い申し上げます。

記

1 千歳市における自衛隊の体制維持・強化について

2 千歳市への新編部隊(水陸機動連隊や国際活動部隊、新たな領域に関する部隊等)の配置について

3 千歳市における自衛隊の充足率向上について

令和3年11月

千歳市における自衛隊の体制強化を求める期成会

会長(千歳市長) 山口 幸太郎



【経 緯】

大正15年10月、一寒村にすぎなかった千歳は、不毛の原野を切り拓き、村民が丸となって飛行場づくりに汗を流したのが、まちづくりの始まりであります。

その後、海軍航空隊飛行場として正式に認定され、終戦までは北方における海軍の最大拠点となっていました。

太平洋戦争終結後、昭和25年に設置された警察予備隊千歳臨時部隊の駐屯、さらに昭和27年には、自衛隊の前身となります保安隊千歳駐屯地が開設され、自衛隊と共存するまちづくりが始まりました。

当市に駐屯する自衛隊は、時代の変遷とともに改編され、現在は、陸上自衛隊2駐屯地と、航空自衛隊1基地が所在しております。

【現 状】

当市は、隊員の皆様が安心して任務を遂行することができるよう、道路、公共施設、学校、子育て施設の整備や退職した隊員の皆様の就職援護など、地域全体で協力体制を築き、国防の一翼を担いながら60年余の長きにわたり、自衛隊と共存しながら発展してきたまちであり、自衛隊に対する地域住民の理解があり、優れた訓練環境に恵まれています。

当市に所在する部隊は、我が国における北方の防衛拠点として機能するとともに、地域防災への任務などを通じて市民生活を守る大きな存在となっており、新千歳空港や多くの観光客が訪れる国立公園支笏湖などを抱えている当市にとって、ひとたび災害が発生した場合においても、国民の生命、財産を守るために自衛隊の存在は不可欠であります。

当市に所在する部隊の隊員数は、約9,400人で、家族と自衛隊OBを含めると、人口の約25%を占めており、自衛隊駐屯地・基地の維持管理経費等、隊員の居住や消費活動、防衛施設周辺整備事業経費、さらには、隊員等の社会活動等により、市財政はもとより、地域経済の活性化、教育文化の振興などに大きく寄与しております。

【活動経過】

平成16年に策定された「防衛計画の大綱」において、今後、北海道及び千歳市に所在する自衛隊の削減が危惧されることとなり、平成19年11月7日に「千歳市における自衛隊の体制維持を求める期成会」を設立しました。

平成25年には名称を「千歳市における自衛隊の体制強化を求める期成会」に変更し、千歳市における自衛隊の体制強化について要望してきたほか、北海道の自衛隊の体制強化については、北海道及び北海道内の全市町村が会員となっている「北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会」と連携を図りながら、精力的に要望活動等を実施してまいりました。

長年にわたり自衛隊を地域の立場で支えてきた私たちの活動が実り、平成30年12月に策定された現「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」では、陸上自衛隊の編成定数が15万9千人に維持され、25大綱に引き続き、「高い練度を維持した機動運用を基本とする作戦基本部隊の半数を北海道に保持する」ことが明記されたほか、「北海道を始めとした良好な訓練環境を整備・活用する」ことなど、北海道が我が国の防衛政策にとって、重要な位置付けにあることが示されております。また、「部隊の改編に当たっては、地方公共団体や地元の住民の理解が得られるよう、地域の特性に配慮する」ことが明記されており、自衛隊とともにまちづくりを進めてきた北海道及び千歳市にとって、大きな意味を持つものであります。

【影 響】

当市は、人口約98,000人の小さな地方都市であります。国防の一翼を担いつつ、都市施設の整備等を積極的に推進し、内外から住み良いまちとの評価を得ながら発展を続けてきたところであり、今後も、こうした歴史を踏まえ、自衛隊とともに発展するまちづくりを基本姿勢として、当市が有するまちの特性を最大限に生かしていきたいと考えております。

当市に居住する自衛隊員は、一市民として地域で大きな役割を果たしており、地域経済や市民活動等、まちづくりを支える大きな力になっておりますことから、部隊の削減・縮小等に伴う隊員の減少は、地域経済の破綻、さらには、まちづくりの根底が覆される極めて重大な問題であります。

また、大規模災害時において、生死を分けるターニングポイントは72時間と言われておりますが、北海道は広大で周囲を海に囲まれており、発生後、全国から部隊が集結するには時間を要するため、住民の生命・財産を守るためには引き続き自衛隊が配備され、体制を維持・強化していくことが必要であると考えます。

千歳市における自衛隊の体制強化を求める期成会 役 員 名 簿

期成会役職	役 職 名	氏 名
会 長	千歳市長・千歳地方防衛協会会長	山口 幸太郎
副 会 長	千歳市議会議長	山崎 昌則
副 会 長	千歳商工会議所会頭・北海道自衛隊退職者雇用協議会千歳支部長	入口 博美
副 会 長	千歳地方隊友会千歳支部長	岡 昭雄
副 会 長	自衛隊家族会千歳支部長代理	山崎 昌則
常 任 幹 事	(一社) 千歳観光連盟代表理事 会長	小田 賢一
常 任 幹 事	千歳建設業協会会長	前田 浩志
常 任 幹 事	千歳工業クラブ代表幹事	根橋 聖治
常 任 幹 事	千歳市商店街振興組合連合会理事長	齊藤 元彦
常 任 幹 事	千歳市女性団体協議会会長	木村 紀久子
常 任 幹 事	千歳市町内会連合会会長	沼田 常好
常 任 幹 事	(一社) 千歳青年会議所理事長	瀧 雄一
常 任 幹 事	道央農業協同組合千歳営農センター長	鐘下 富一
常 任 幹 事	北海道社交飲食生活衛生同業組合千歳支部長	山越 朋人
常 任 幹 事	千歳市副市長	横田 隆一
監 査	千歳金融協会会長	諸橋 真
監 査	(公財) 千歳市体育協会会長	駒澤 文雄

期成会役職	役 職 名	氏 名
相 談 役	北海道議会議員	梅尾 要一
相 談 役	北海道議会議員	太田 憲之

自衛隊と地域コミュニティとの連携に関する

要 望 書

千歳市における
自衛隊の体制強化を求める期成会

自衛隊と地域コミュニティとの連携に関する要望

60年余という長きにわたり、自衛隊と共存共栄するまちづくりを進めてまいりました千歳市において、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」に明記された「自衛隊と地域コミュニティとの連携」を促進するため、次の事項について、特段のご配慮をいただきますようご要望申し上げます。

記

- 1 千歳市の自衛隊における各種契約、発注等の地元事業者活用について

令和3年11月

千歳市における自衛隊の体制強化を求める期成会

会長（千歳市長） 山口 幸太郎



(要望の理由)

自衛隊が行う各種契約、発注等における事業者の選定は、原則として公募によるものとされておりますが、これまで各地において、自衛隊を支えてきた地元事業者を廃し、全国展開する大手事業者が選定されるケースが増加しているとのことであります。

地元事業者は、地域に配備された自衛隊の特異な勤務体制、あるいは、隊員の生活やニーズなど、きめ細かな要望に応えつつ、自衛隊の記念行事や追悼式等の各種行事や災害派遣において、長年にわたり自衛隊を支援してまいりました。

この結果、それぞれの地域においては、自衛隊や隊員に対する地域住民の理解が深まり、自衛隊と共存共栄するまちづくりの礎ができたものと認識しております。

また、地元事業者を積極的に活用していただくことで、雇用の場が拡大され、地元企業による退職自衛官の雇用が促進されるなど、隊員の皆様にとりましても安心して任務に邁進できる環境が整うものと考えております。

このように、地元事業者の活用は、地域のみならず、自衛隊及び隊員の皆様にとっても大きなメリットがあるものと考えておりますことから、今後、自衛隊が行う各種契約、発注等における事業者の選定におきましては、地元事業者等に対し、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度 千歳市における自衛隊の体制強化を求める期成会
中央要望参加者名簿

令和3年11月9日(火)

期成会 役 職	役 職 名	氏 名
会 長	千歳市長 千歳地方防衛協会会長	山口 幸太郎
副会長	千歳市議会議長	山崎 昌則
副会長	千歳商工会議所会頭 北海道自衛隊退職者雇用協議会千歳支部支部長	入口 博美
副会長	千歳地方隊友会千歳支部長	岡 昭雄
副会長	自衛隊家族会千歳支部長代理	山崎 昌則
相談役	北海道議会議員	梅尾 要一
相談役	北海道議会議員	太田 憲之

区分	役 職 名	氏 名
随 行	千歳市議会事務局長	奥谷 則世
	千歳商工会議所総務課長	立田 京平
	千歳市企画部秘書課秘書係長	中村 拓也
事務局	期成会事務局次長 (千歳市総務部次長)	磯部 進一
	期成会事務局主任 (千歳市総務部危機管理課長)	高橋 裕輔
	期成会事務局副主任 (千歳市総務部危機管理課渉外係長)	斎藤 文太
	期成会事務局書記 (千歳市総務部危機管理課渉外係主任)	飯田 光

千歳市における自衛隊の体制強化を求める期成会 役 員 名 簿

期成会役職	役 職 名	氏 名
会 長	千歳市長・千歳地方防衛協会会長	山口 幸太郎
副 会 長	千歳市議会議長	山崎 昌則
副 会 長	千歳商工会議所会頭・北海道自衛隊退職者雇用協議会千歳支部長	入口 博美
副 会 長	千歳地方隊友会千歳支部長	岡 昭雄
副 会 長	自衛隊家族会千歳支部長代理	山崎 昌則
常 任 幹 事	(一社) 千歳観光連盟代表理事 会長	小田 賢一
常 任 幹 事	千歳建設業協会会長	前田 浩志
常 任 幹 事	千歳工業クラブ代表幹事	根橋 聖治
常 任 幹 事	千歳市商店街振興組合連合会理事長	齊藤 元彦
常 任 幹 事	千歳市女性団体協議会会長	木村 紀久子
常 任 幹 事	千歳市町内会連合会会長	沼田 常好
常 任 幹 事	(一社) 千歳青年会議所理事長	瀧 雄一
常 任 幹 事	道央農業協同組合千歳営農センター長	鐘下 富一
常 任 幹 事	北海道社交飲食生活衛生同業組合千歳支部長	山越 朋人
常 任 幹 事	千歳市副市長	横田 隆一
監 査	千歳金融協会会長	諸橋 真
監 査	(公財) 千歳市体育協会会長	駒澤 文雄

期成会役職	役 職 名	氏 名
相 談 役	北海道議会議員	梅尾 要一
相 談 役	北海道議会議員	太田 憲之

(3 枚中 1 枚目)

代表者	経理 責任者	取扱者	伝票番号	支出区分	
			7	☐ 調査研究費 ☒ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 会議費	
議員名		用務名（用務先）		月日	
五十嵐 桂一 議員		重要土地等調査法概要について （衆議院第一議員会館）		令和3年11月17日	
				～	
				令和3年11月18日	
		支出金額		受領年月日	
		35,927 円		令和3年12月20日	
					

[illegible]

領収書等貼付用紙（交通費）

（ 3 枚中 2 枚目）

伝票番号	7	支出金額	30,420 円	出発地	往路 新千歳空港 復路 羽田空港
		（貼付領収書金額合計）	30,420 円	到着地	往路 羽田空港 復路 新千歳空港

【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。

別 紙

【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

領収書 RECEIPT

北海道の翼 **AIR DO**

WEB BD4F61950C3CD827B8CF2C1C6E534C7B-78S3X-093826-0-11

表示日 2021年11月6日
DATE OF DISPLAY

下記、正に領収致しました。

This is to certify that AIRDO has received the following.

宛名
RECEIVED FROM 千歳市議会議員 五十嵐桂一 様

金額
THE SUM OF ¥30,420 (消費税 10% 対象 ¥30,420)
(税込/tax-included) クレジット支払い ダイナースカード

但し
IN PAYMENT OF 運賃および税金・料金等
AIR FARE and TAX/FEE/CHARGE FOR THE FOLLOWING.

航空券番号
TICKET No. 1010306528918013 1010306528918024

照会番号
REFERENCE No. SDHPCB

航空券発行日
TICKET ISSUE DATE 2021年11月5日

本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです
This is an electronic display of receipt data.

北海道の翼 **AIR DO**

株式会社AIRDO
AIRDO Co., Ltd.

領収書等貼付用紙（宿泊費）

（ 3 枚中 3 枚目）

伝票番号	7	支出金額	5,507 円	宿泊地	相鉄フレッサイン 東京赤坂
		（貼付領収書金額合計）	5,507 円		

【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。

領 収 書 RECEIPT

相鉄フレッサイン東京赤坂

Sotetsu Fresa Inn Tokyo-Akasaka

TEL 03-5573-2031 FAX 03-5573-2035

<https://fresa-inn.jp/akasaka/>

株式会社相鉄ホテルマネジメント

お部屋番号
ROOM No.

お名前
NAME

1401 Mr. 千歳市市議会議員 五十嵐桂一 様

到着日 ARRIVAL	出発日 DEPARTURE	人数 PERSON(S)	発行日 ISSUED	備考 REMARKS
2021/11/17	2021/11/18	1	2021/11/17	

日付 DATE	お部屋 ROOM	摘 要 DESCRIPTION	料 金 CHARGES	お預り金 CREDITS	残 高 BALANCE
11/17	1401	ご宿泊代 4,847x 1	4,847		
	1401	朝食代 660x 1	660		
	1401	クレジットカード		5,507	

総合計 TOTAL	料 金 CHARGES	お預り金 CREDITS	ご請求金額 BALANCE DUE	ご返金額 REFUND
	5,507	5,507	0	0

なお、お勘定には消費税が加算されております。
Tax are added to your bill.

ご署名
SIGNATURE

ご住所
ADDRESS

会社名
COMPANY

ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。
Thank you for patronage. We look forward to serving you again.

T 034487301 1519
6001 000000000

印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 横 浜 中
税 務 署 承 認 済

令和3年11月1日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加計画書

千歳市議会議員 様

会派名 自民党議員会
代表者 古川 昌俊

次のとおり研修会に参加するので届け出ます。

議員名	五十嵐 桂一
期 間	令和3年11月17日から 令和3年11月18日まで 16時30分 から 16時20分 まで
用 務 先 (視察先又は研 修会場又は陳 情・要請先)	1 内閣府 東京都千代田区永田町1-6-1
内 容 (視察調査内容、 研修内容、陳情・ 要請内容等)	1 重要土地利用成立の経緯 2 重要土地法が千歳市に与える影響
備 考	別添 行程表

※視察調査等の内容がわかる資料及び必要に応じ行程表などを添付すること。
※概算額の分かる資料を添付すること。

経理責任者確認印



令和3年11月8日
自民党議員会 五十嵐 桂一

研修会行程表

日	時間	具体的行動	交通手段	概算見積
11/17 (水)	16:30~17:00	自宅出発→千歳駅	徒歩	—
	17:00~17:20	千歳駅→新千歳空港	JR 千歳線	自己負担
	18:00~19:35	新千歳空港→羽田空港	ADO032 便	15960 円
	19:50~20:50	羽田空港→赤坂駅	京浜急行・都営地下鉄 (羽田空港→新橋) 東京メトロ (新橋→赤坂)	自己負担
	20:50~21:05	赤坂駅→ホテル	徒歩	宿泊費 4847 円
11/18 (木)	09:00~09:05	ホテル出発→赤坂駅	徒歩	—
	09:05~09:10	赤坂駅→国会議事堂前駅	東京メトロ (赤坂→国会議事堂前)	自己負担
	09:10~09:20	国会議事堂前駅→中央合同庁舎 8 号館	徒歩	—
	09:30~12:00	内閣府担当官より「重要土地法」に関するレクチャー		—
	12:10~12:20	中央合同庁舎 8 号館→溜池山王駅	徒歩	—
	12:20~13:20	溜池山王駅→羽田空港駅	東京メトロ (溜池山王→新橋) 京浜急行・都営地下鉄 (新橋→羽田空港)	自己負担
	13:50~15:25	羽田空港→新千歳空港	ADO025 便	14460 円
	15:40~15:50	新千歳空港→千歳駅	JR 千歳線	自己負担
	15:50~16:20	千歳駅→自宅	徒歩	—

様式第 5 号

令和 3 年 1 2 月 1 日

千歳市議会議長 様

会派名 自民党議員会

代表者会長 古川 昌俊



研修参加報告書

次のとおり研修を行ったので報告します。

記

議 員 名	五十嵐 桂一
期 間	令和3年11月17日(水)16時30分から令和3年11月18日(木)16時20分まで
用務先 (研修先)	1 衆議院第一議員会館 1 階第 6 面談室 東京都千代田区永田町 2 丁目 2 - 1

研修の概要

1 衆議院第一議員会館での研修内容

安全保障勉強会に参加しました。

(ア) 内閣府による説明 「重要土地等調査法の概要」

立法の経緯、今後の予定等を実際に作業に携わった 2 名の内閣官房の担当者から学ばせて頂いた。

講師：重要土地等調査法施行準備室 安岡 義敏 参事官

講師：重要土地等調査法施行準備室 藤代 浩太 参事官補佐

(イ) 前内閣府政務官による諸外国からの脅威について

具体的に事例をあげて、我が国が直面する脅威について学ばせて頂いた。内容は国防に係る機密事項であり資料の添付は出来ない。

講師：衆議院議員 和田義明 前内閣府政務官

経理責任者確認印



安全保障勉強会

令和3年11月18日(木) 10:00～11:00

衆議院第一議員会館1階第6面談室

1. 開会

2. 挨拶

- ・ 千歳市議団代表 挨拶
- ・ 衆議院議員 和田義明 挨拶

3. 議題

「重要土地利用規制法」概要について

4. 質疑応答

5. 閉会

出席省庁

【内閣官房】

重要土地等調査法施行準備室 安岡 義敏 参事官

重要土地等調査法施行準備室 藤代 浩太 参事官補佐

連絡先

衆議院議員 和田義明事務所

電話03-3508-7117

重要土地等調査法の概要

(重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律)

目的／基本方針の閣議決定 等

- **目的**：重要施設（防衛関係施設等）及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止 **(第1条)**
- **基本方針**：①重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向 **(第4条)**
②注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項（経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）
③土地等の利用の状況等についての調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項（勧告及び命令に係る行為の具体的内容に関する事項を含む。） **等**
- **留意事項**：この法律に基づく措置は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、必要最小限度のものとなるようにしなければならない。 **(第3条)**

対象区域及び調査・規制の枠組み

注視区域 **(第5条)**

- 重要施設の周辺：防衛関係施設、海上保安庁の施設及び重要インフラ（政令指定）の周辺※の区域について、告示で個別指定。
※ 施設の敷地の周囲おおむね1,000mの範囲内で指定。
- 国境離島等：国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域について、告示で個別指定。

特別注視区域 **(第12条)**

- 特定重要施設の周辺：機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の重要施設による機能の代替が困難であるものの周辺の区域について、告示で個別指定。
例) 司令部機能、警戒監視機能を有する自衛隊の駐屯地・基地 等 **PAC 3.**
- 特定国境離島等：機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等による機能の代替が困難であるものの区域について、告示で個別指定。
例) 領海基線となる低潮線を有する無人国境離島 等

調査 **(第6条)**

(注視・特別注視区域共通)

- **対象**
土地及び建物の所有者、賃借人 等
- **事項**
 - ・所有者等：氏名、住所、国籍 等
 - ・利用状況
- **手法**
 - ・現地・現況調査
 - ・不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿収集 **(第7条)**

調査

調査結果を踏まえた規制

事前届出 **(第13条)**

(特別注視区域のみ)

- **対象**
土地等の所有権移転等（売り手・買い手／刑事罰あり）
※ 一定面積以上の取引に限定。
- **届出事項**
 - ・氏名、住所、国籍 等
 - ・利用目的、所在、面積 等

国による買取り

国による買取り

利用規制

(注視・特別注視区域共通)

- 他法令に基づく措置 **(第21条)**
- 機能を阻害する利用の中止の勧告⇒命令（刑事罰あり） **(第9条)**
 - ・国による損失の補償 **(第10条)**
 - ・国への買入れの申出 **(第11条)**

国による買取り

(注視・特別注視区域共通)

- 国による土地等の買取り **(第23条)**
※ 国の努力義務

その他

- 「土地等利用状況審議会」の設置：重要インフラに係る政令の制定・改廃、区域指定、勧告の実施等に当たり、意見聴取。
- **施行期日** 基本方針、審議会等 **(附則第1条)** : 公布から1年を超えない範囲内 **2022 6/23** **(第14～20条)**
区域の指定、調査、利用規制、事前届出等：公布から1年3か月を超えない範囲内
- **見直し**：法律の施行後5年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずる。 **(附則第2条)**

「国土利用の実態把握等に関する法制度の在り方について」（提言／2020年12月24日）の概要

1. 背景・経緯

- 外国資本による土地取得への不安・懸念の広がり（例：海上自衛隊対馬防備隊、航空自衛隊千歳基地の周辺土地）。
- 「国家安全保障戦略」（2013年12月17日閣議決定）に基づき、防衛省・内閣府が防衛施設周辺、国境離島を調査したが、制度の裏付けがなく、利用実態等が必ずしも十分に把握できなかったとの指摘。
外国資本の進出
- 「骨太の方針2020」（2020年7月17日閣議決定）
安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し所要の措置を講ずる。
- 本年11月から、有識者会議を開催し、必要な政策対応について検討。

2. 現状・課題

- 不動産登記簿等、一般的な公の情報をベースとした調査には限界。所有者の国籍、利用実態等の情報が十分に収集できない。
境界がある、固定資産税台帳
 - 情報（不動産登記簿、住民基本台帳等）が、関係省庁や地方自治体に分散。一元的管理がなされていない。
- 不適切な土地の利用等を是正する実効的な枠組を整備。新たな立法措置により、国民の安全・安心の確保につなげる必要。

3. 基本的な考え方

- （1）国民の権利との関係
 - 憲法上、財産権は、「公共の福祉」に適合するよう法律で定めることとされている。
 - 安全保障は、公共の福祉の重要な要素。安全保障の観点から、土地の利用等を一定程度制約することは、許容され得る。
- （2）内外無差別との関係
 - 安全保障の観点から、不適切な土地利用の防止等を行うという目的の下では、所有者の国籍のみをもって、差別的な取り扱いをすべきではない。
 - WTO・GATSの内国民待遇義務との整合性を確保。

4. 新しい立法措置の基本的な枠組み

（1）要諦（新法の必要性）

- 安全保障上重要な機能・役割を持つ施設の周辺・地域の土地につき、所有者や利用実態等を把握する必要。
- 不適切な利用実態が明らかになった場合には、政府として、適切に対処しうる、実効性が担保された制度的枠組みを創設する必要。
- 制度の存在は、不適切な土地の利用等を抑止する効果。国民の不安や懸念を小さくする「安全弁」になる。

（2）体制

- 制度全体を総括する組織の整備。政府としての基本方針に沿って、情報を一元的に把握・管理、関係省庁の地方支分部局とのネットワーク構築。
- 制度の適切な運用を確保するため、外部有識者の専門的な知見を活用する仕組みを整備。
制度の引継

（3）対象

- 類型：①防衛関係施設（自衛隊拠点・米軍基地）周辺、②国境離島、③重要インフラ施設（原子力発電所など（*））周辺
（*）国際情勢等を踏まえ、機動的に対応できるよう、政令等で規定する仕組みとする。
- 地理的範囲：施設からの一定の距離の範囲を原則としつつ、地理的特性等を勘案し、柔軟に設定しうる仕組みとする。
- 権利：土地及び建物の所有権及び賃借権等。
取得・引継

（4）調査

- 内容：所有（氏名、住所、国籍等）＋利用（実態、目的等）
- 手法：①現地・現況調査、②公簿等の収集（個人情報取扱いに係る法的裏付けを整備）、③所有者等からの報告徴収
- 制度全体を総括する部局において、関係省庁等の協力を得て分析。（6）の利用規制の発動の要否を判断。

（5）権利移転等の事前届出（売り手・買い手）

- 安全保障上特に重要性が高い土地等の権利移転等について、事前届出制を導入。最新の情報を把握できる仕組みを構築。
- 事前届出がなされた後は、追加的調査。（*）必要に応じ、（6）の利用規制につなげる。
- 不適切な利用に供されるおそれがあると認められる場合に取引中止の命令等を行う「取得規制」については、慎重に検討。
購入者から所有者や利用権

（6）利用規制

- ①他法令に基づく行為規制による是正、②不適切利用の中止の勧告・命令、国への買取り請求を措置（補償的措置）、③国による買取り
誰が通報する？

5. その他

- 新法を速やかに具体化し、成立を図る → 必要となる体制・人員、予算を確保 → できる限り早期に施行
- 施行後のフォローアップと評価・検証。国際情勢の変化等を踏まえた不断の見直し。

重要土地等調査法の施行スケジュールについて（案）

（～令和4年5月 施行前）

- ・ 基本方針案の検討
- ・ 政令・内閣府令案の検討

＜令和4年6月1日＞ 一部施行

第2章 基本方針（第4条）
第5章 土地等利用状況審議会（第14～20条）等



- ・ 土地等利用状況審議会の設置

- ・ 基本方針の策定（閣議決定）

- ・ 政令・内閣府令の公布

＜令和4年9月1日＞ 全面施行

第3章 注視区域（第5～11条）
第4章 特別注視区域（第12・13条）
第7章 罰則（第25～28条）等



- ・ 区域指定の公示

- ・ 公簿収集整理

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 基本方針（第四条）

第三章 注視区域（第五条―第十一条）

第四章 特別注視区域（第十二条・第十三条）

第五章 土地等利用状況審議会（第十四条―第二十条）

第六章 雑則（第二十一条―第二十四条）

第七章 罰則（第二十五条―第二十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離

島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定め、もって国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「土地等」とは、土地及び建物をいう。

2 この法律において「重要施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域（第四項第一号において「防衛関係施設」という。）

二 海上保安庁の施設

三 国民生活に関連を有する施設であつて、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるもので政令で定めるもの（第四項第三号及び

第十四条第二項第一号において「生活関連施設」という。）

3 この法律において「国境離島等」とは、次に掲げる離島をいう。

一 領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条第一項の海域の限界を画する基礎となる基線（同法第二条第一項に規定する基線をいい、同項の直線基線の基点を含む。）を有する離島

二 前号に掲げるもののほか、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第一項に規定する有人国境離島地域を構成する離島（第五項第二号において「有人国境離島地域離島」という。）

4 この法律において「施設機能」とは、次に掲げる機能をいう。

一 防衛関係施設の我が国を防衛するための基盤としての機能

二 海上保安庁の施設の領海、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域又は同法第二条の大陸棚（次項第二号において「領海等」という。）の保全に関する活動の基盤としての機能

三 生活関連施設の国民生活の基盤としての機能

5 この法律において「離島機能」とは、次に掲げる機能をいう。

一 第三項第一号に掲げる離島の領海及び接続水域に関する法律第一条第一項の海域又は排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第一条第二項の海域若しくは同法第二条第一号の海域の限界を画する基礎としての機能

二 有人国境離島地域離島の領海等の保全に関する活動の拠点としての機能

6 内閣総理大臣は、第二項第三号の政令の制定又は改廃の立案をするときは、あらかじめ、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。

（この法律の規定による措置の実施に当たつての留意事項）

第三条 内閣総理大臣は、この法律の規定による措置を実施するに当たっては、個人情報保護に十分配慮しつつ、注視区域内にある土地等が重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するために必要な最小限度のものとなるようにしなければならない。

第二章 基本方針

第四条 政府は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方向

二 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項（当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）

三 注視区域内にある土地等の利用の状況等についての調査に関する基本的な事項

四 注視区域内にある土地等の利用者（所有者又は所有権以外の権原に基づき使用若しくは収益をする者をいう。以下同じ。）に対する勧告及び命令に関する基本的な事項（当該勧告及び命令に係る重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の具体的内容に関する事項を含む。）

五 前各号に掲げるもののほか、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 注視区域

(注視区域の指定)

第五条 内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

4 注視区域の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による公示をしたときは、速やかに、その指定された区域その他内閣府

令で定める事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、注視区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。この場合において、注視区域の指定の解除について準用するときは、第三項中「その旨及びその区域」とあり、及び前項中「その指定された区域その他内閣府令で定める事項」とあるのは、「その旨」と読み替えるものとする。

(土地等利用状況調査)

第六条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査（次条第一項及び第八条において「土地等利用状況調査」という。）を行うものとする。

(利用者等関係情報の提供)

第七条 内閣総理大臣は、土地等利用状況調査のために必要がある場合においては、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対して、当該土地等利用状況調査に係る注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他政令で定めるものの提供を求めることができる。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を提供するものとする。

（報告の徴収等）

第八条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により、同項に規定する情報の提供を求めた結果、土地等利用状況調査のためなお必要があると認めるときは、注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に対し、当該土地等の利用に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告及び命令）

第九条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあるとき、土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

(損失の補償)

第十条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令（以下この項及び次条第一項において「勧告等」という。）を受けた者が当該勧告等に係る措置をとったことによりその者が損失を受け、又は他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該勧告等に係る行為をするについて、他の法律（法律に基づく命令及び条例を含む。）で行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの（当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するときに於ける当該勧告等に係る措置については、この限りでない。

2 前項の規定による損失の補償については、内閣総理大臣と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、内閣総理大臣又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(土地等に関する権利の買入れ)

第十一条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等について、その所有者から勧告等に係る措置によつて当該土地等の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地等に関する権利（土地の所有権又は建物の所有権（当該建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、第三項の規定による買入れが行われる場合を除き、特別の事情がない限り、これを買入れれるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の申出があつた場合において、当該権利の買入れを希望する国の行政機関があるときは、当該国の行政機関の長を当該権利の買入れの相手方として定めることができる。

3 前項の場合においては、当該権利の買入れの相手方として定められた国の行政機関の長が、当該権利を買入れれるものとする。

4 第一項又は前項の規定による買入れをする場合における権利の価額は、時価によるものとする。

第四章 特別注視区域

(特別注視区域の指定)

第十二条 内閣総理大臣は、注視区域に係る重要施設が特定重要施設（重要施設のうち、その施設機能が特に重要なもの又はその施設機能を阻害することが容易であるものであって、他の重要施設によるその施設機能の代替が困難であるものをいう。次条第一項において同じ。）である場合又は注視区域に係る国境離島等が特定国境離島等（国境離島等のうち、その離島機能が特に重要なもの又はその離島機能を阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等によるその離島機能の代替が困難であるものをいう。同項において同じ。）である場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、特別注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、特別注視区域を指定する場合には、その旨及びその指定に係る注視区域を官報で公示しなければならない。

4 特別注視区域の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による公示をしたときは、速やかに、その指定に係る注視区域その他内閣府令で定める事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

6 特別注視区域の指定は、その指定に係る注視区域の区域が変更されたときは、当該変更後の注視区域の区域に変更されたものとみなす。この場合においては、内閣総理大臣は、その旨を官報で公示しなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、特別注視区域の指定の解除について準用する。この場合において、第三項中「その旨及びその指定に係る注視区域」とあり、及び第五項中「その指定に係る注視区域その他内閣府令で定める事項」とあるのは、「その旨」と読み替えるものとする。

8 特別注視区域として指定された注視区域についてその指定が解除されたときは、当該特別注視区域は、その指定が解除されたものとみなす。この場合においては、第六項後段の規定を準用する。

（特別注視区域内における土地等に関する所有権等の移転等の届出）

第十三条 特別注視区域内にある土地等（その面積（建物にあつては、床面積。第二号において同じ。）が二百平方メートルを下回らない範囲内で政令で定める規模未満の土地等を除く。以下この項及び第三項において同じ。）に関する所有権又はその取得を目的とする権利（以下この項において「所有権等」という。）の移転又は設定をする契約（予約を含み、当該契約に係る土地等に関する所有権等の移転又は設定を

受ける者が国、地方公共団体その他政令で定める者である契約その他当該契約による土地等に関する所有権等の移転又は設定後における当該土地等が特定重要施設の施設機能又は特定国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されるおそれが少ないものとして政令で定める契約を除く。以下この条及び第二十六条第一号において「土地等売買等契約」という。）を締結する場合には、当事者は、次に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該土地等売買等契約の対象となる土地等の所在及び面積

三 当該土地等売買等契約の目的となる土地等に関する所有権等の種別及び内容

四 当該土地等売買等契約による土地等に関する所有権等の移転又は設定後における当該土地等の利用目的

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の規定は、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停その他の政令で定める事由により土地等売買等契約を締結する場合には、適用しない。

3 特別注視区域内にある土地等について、前項に規定する事由により土地等売買等契約を締結したときは、当事者は、当該土地等売買等契約を締結した日から起算して二週間以内に、第一項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項又は前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る第一項各号に掲げる事項についての調査を行うものとする。

5 第七条及び第八条の規定は、前項の規定による調査について準用する。

第五章 土地等利用状況審議会

(土地等利用状況審議会の設置)

第十四条 内閣府に、土地等利用状況審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 生活関連施設に関し、第二条第六項に規定する事項を処理すること。

二 注視区域の指定に関し、第五条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

三 注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告に関し、第九条第一項に規定する事項を処理すること。

四 特別注視区域の指定に関し、第十二条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

五 前各号に掲げるもののほか、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第十五条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第十六条 委員は、法律、国際情勢、内外の社会経済情勢、土地等の利用及び管理の動向等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、前条第二項の専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命

する。

(委員の任期等)

第十七条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、その者の任命に係る第十五条第二項の専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第十八条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第十九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、

資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等)

第二十一条 内閣総理大臣は、注視区域内において重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用を防止するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該施設機能又は離島機能の阻害の防止に資する情報の提供をすることができる。

2 内閣総理大臣は、注視区域内において重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、その防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、当

該措置の実施状況について報告を求めることができる。

(関係行政機関等の協力)

第二十二條 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

(国による土地等の買取り等)

第二十三條 国は、注視区域内にある土地等であつて、重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては、当該土地等の所有権又は地上権その他の使用及び収益を目的とする権利の買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(内閣府令への委任)

第二十四條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

第七章 罰則

第二十五条 第九条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地等売買等契約を締結したとき。

二 第十三条第三項の規定に違反して、届出をしなかったとき。

三 第十三条第一項又は第三項の規定による届出について、虚偽の届出をしたとき。

第二十七条 第八条（第十三条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は第八条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条第六項、第二章、第五章及び第二十四条並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣法の一部改正)

第三条 内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「安全保障（」の下に「次号及び」を加え、「もの並びに」を「もの、」に改め、「属するもの」の下に「並びに次号に掲げるもの」を加え、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務であつて、国家安全保障に関する重要事項のうち、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第 号）に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する政策の基本方針に関するもの

（内閣府設置法の一部改正）

第四条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

三十一 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第 号）に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止のための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の六の次に次の一号を加える。

二十七の七 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関すること。

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

土地等利用状況審議会

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

(2枚中 1枚目)

[illegible]

(2 枚中 2 枚目) .

【領収書等添付欄】 収入金額内訳書等を重ねて添付しないこと。

3

11111111

・取引店以外でお取引いただいたときには、
取扱店欄に、取扱店番号を3桁の数字で
表示いたします。